

洋書日調所譯 每集活版

官板 海外新聞 壬戌八月刻

東都江左老皂館



洋学文庫
文庫8
B 120
1

海外新聞 第一卷 壬戌八月刻



海外新聞卷之一 文久二年八月印刷

原本巴達維亞新聞紙第一號 我千八百六十二年十二月一日出

おせり所

荷蘭所領の印度

瓜哇○千八百六十二年六十三年中の官用として巴達維亞へ送れる品を其費左の如し

ビダラチナよて官用驛馬を飼へる秣草一束の價三十五セント
占土セント占土を百分の一といふ義あり此條は占土と見るべし

巴達維亞よて公會入用の白布貧人葬式に用るもの一反の價六ギルデン
荷蘭の百三分の三十九亞墨利加七十五

文久二年八月印刷

39-7924

士かり但葬式諸入費を此中よ係れり

唐主人の死服および棺おど一揃よて價二十ギルデンかり但葬式諸入費を此中よ係れり

傳信機よて知せけるを巡攔スルーナン同ふり陸第十二月二十八日暫時病で死去せるが其翌日よ至りて葬式を行ひ其嗣君第十二月三十日よ事あく位を繼げるとあり

バゲレーン瓜哇南方の中央に在りて一千八百三十二年より奉行在在の地とありて一ハダレ年ともいふ○第十二月二十三日是よりさき大雨降續て二十二日午後を殊更よ劇しくボゴオントディヤリツウングロノゲハングの諸河水増して其近處よ溢れプールオレディアの地も數多

の水道破損するもの夥しといへど幸よケ左ンクプートリボローの大堤も崩るとありクートアルディアの地よてバンドング驛の傍あるディヤリ河よ渡せる橋も大よ破損し西方の路筋暫時通ふべうらず總て是時の水を甚劇して大抵人家の床上を踰るよ及べり十一月新よ渡せるベドノの橋も押流され藍の製法場まで残らず水を被れるが已よ乾けると未乾ざる藍團イタ八百個を失ひたり又クートアルディアよりケミリへ通ふべき道筋も水高三尺よ至り其道大よ破損しされど其損所も日からず之を修復すべしパティアルテプーススーコツーンゴロノを共よ人家の内よても水高人

身の半より及び植付たる稻と漂へる藍おどの損失も一一之
を數ふべからず此地の奉行も即日水損の場所を視廻り向
後の爲に預トめ備置べき手立を成せり但此時人命も損す
る者あり其後程おく水引て地方皆乾きとりケブローメンを
ゼバング河大に溢れて大道車路おど處々破損せり然るも
風説よてもベデゴランの堤も必切とるおるべし

安波那^{アンホイナ}○第十一月此月の間を此地異變おく氣候平和より
て時々雨降り暑熱を消せるを以て病人甚少し風説よ據む
安波那サパルトアハルコよても今年丁子の取入大に宜
しく又加加阿^{カハア}の^{椰子}も土人等其植付交易を勵んで少くも怠

るを無し

荷蘭の螺旋蒸氣船シタデルヲニアントウルペンを安波那
および板太^{パシタ}の海上に其旗章を揚んが爲に第十一月八日先
板太の方より出帆し其後同月十五日アムボンへ歸帆せり
板太島に第十十月第十一月此二箇月の間氣候平和よりて首
府の内病人少く職人追放人も前より比すれど病める者稀お
り第十月中病院にある者四百四十四人の内より十三人死
し第十一月中四十八人の内より七人死せり
アイ島よても第三月より第九月まで引續き天氣ありく諸
種の菓子熟せず来年第四五月の頃より熟すべき物も亦皆落

けり此一島を除くの外も作物豊からずとせず

第十月中バンダ子イラ及大板太二島よて摘入ニクツクする肉豆蔻

を意外も多して之を總計れど其核千六百零六萬六千六百

二十五箇の内よて肉豆蔻膜三萬六千三百四十四ボニ磅荷一蘭の

我二百六十七々肉豆蔻十萬二千八百三十三磅を得たり

第九月摘入する肉豆蔻核二千二百八十一萬八千四百四十二箇

よて肉豆蔻膜四萬九千五百二十七磅肉豆蔻十八萬二千七

百二十七磅を得たり第十月八日九日の間よ國庫へ納めと

る肉豆蔻膜四萬九千五百二十七磅是第九月中産する所ふ

り肉豆蔻二萬二千五百八十二磅是第六月中産する所ふり

第十一月六日七日の間よ國庫へ納めする肉豆蔻膜三萬六

千三百四十四磅是第十月中産する所ふり肉豆蔻四萬九千

二百十磅是第七月中産する所ふり第十月六日および二十

九日瓜哇へ送れる肉豆蔻膜二百六十二桶肉豆蔻七百八十

八桶肉豆蔻鹼十五箱ふり第十月中も此地へ輸入せる品

ふし此地より輸出せんとして設置する品も肉豆蔻膜三百五

十四桶肉豆蔻百零七桶肉豆蔻鹼五箱ふり

荷蘭の蒸氣船メナト及アムボン二艘よて第十月中板太へ

輸入せる品も飲料食料棉布珠石米茄菲類コッホの砂糖茶葉煙草

粉類馬尼刺呂宋の産の孖姑烟カネングキタバコら詳ふ小銃霰彈鹽

肉、デング、デング、味、詳、乾魚、銅鐵、ブリキ、硝子、陶器、おど其價
總て二萬四千四百七十八ギルデン、おり又板太より輸出せ
るデング、デング、を其價一千零五十ギルデン、銀貨二萬百五
十九ギルデン、おり又土人のプラウ、ウ、ン、舟を以て輸出せ
る品を材、下、ガ、パ、ガ、パ、ア、タ、ブ、おら、ず、味、詳、油、デング、デング、乾魚、
沙孤米、椰子粉の一種より出沙孤餅、椰子、換、椰子、ふど其價總て
二千百七十九ギルデン、おり又輸出せる品を棉布、料、飲、食、料、
米、棉、糸、鹽、銅、鐵、硝、子、陶、器、おど其價四千八百零七ギルデン、銀
貨九百九十五ギルデン、おり

第十一月九日、荷蘭の海軍甲必丹、ゲ、イ、モ、セル、が支配せる蒸

氣船、シ、タ、デル、フ、ン、ア、ン、ト、ム、ル、ペン、を安波那より板太の港

よ來著せし、此船を同月十四日再び出帆せり

同月中、歐羅巴製の船よて板太へ送れる品を、アラキ亞、叨、酒、デング

デング、米、油、其他家具、おど其價總て三千零六十ギルデン、お

り又此船よても輸出せる物、お

本地の船よて輸入せる品を、オ、レ、ム、バ、ー、イ、エ、ン、ら、ず、味、詳、お小、舟

豚、野、羊、材、木、ガ、バ、ガ、バ、ア、タ、ブ、お、ら、ず、味、詳石灰、油、デング、デング、

乾魚、米、砂、糖、烟、草、沙、孤、米、沙、孤、餅、オ、ビ、ー、ス、ら、ず、味、詳、お椰子、換、椰子

總計れど九千五百三十四磅、銀貨四百ギルデン、且此船よて

輸出せる品を、棉布、米、烟、草、棉、糸、カ、チ、ン、グ、ら、ず、味、詳、お銅器、おど其

價總て二千八百十二ギルデン銀貨二百二十五ギルデンか
り大抵食料の價貴して第十月中も米一ピコル我百六十目
斤の百二斤と百五十よて九ギルデン若くも十ギルデン第
十一月中も上品ある米一ピコルよて十二ギルデン下品よ
ても十ギルデンかり第十月中も沙孤餅千箇よて十二ギル
デン第十一月中も十四ギルデンかり

地墨爾チモル○第十月中此月クーパングの傍よて地中深二丈
許の處より鑛銅を見出せり其二三ピコルも巴達維亞へ送
るふるべし其後又絶へず銅脈を吟味して止むと興し且此
地食料の價も前日と異なるふとなく病人等も甚少し此月中

収る所の税銀を二百四十四ギルデン十二占士あり

亞非利加

馬達加斯加島中の一部よて荷瓦斯といへるを元來名高き
マダカスカ土地あるが近頃其權柄他の一君主の手よ移れるを以て歐
羅巴人再び眼を此島よ注ぐと成ぬ倫敦の新聞紙よ馬
達加斯加の事よ付て英吉利の屬地とる毛里西マウリタンより肝要な
る事情を告るとあり其説を馬達加斯加の新王ラダマ第二
世より書翰を毛里西の奉行よ贈りて交を英國所屬の地よ
通せんことを望めり是故よ毛里西の議政官を一人の使者を
馬達加斯加よ遣りし其新王の位を踐めるとを祝し且寛大

かる政事を施し向教交易を開き人民の所作を文へず自由
と外國人と交るべき條約を結ぶるを謝せり是時に乗
て此地學術會社の人を願書を新王に奉りて來る千八百六
十二年馬達加斯加の産物を倫敦の展觀場へ出して徧く人
よ看せしめんと請へりといふ此説は據む新王を其所領の
地よ悉く交易を行せしめ且其諸港輸入の税銀を免すべし
と誠實の規則を定めしむる旨を普く告知らすべし又佛蘭西
帝拿破崙が親切なる評議を用ゐんとせし心なきは非され
ど其國を佛國或は其他の支配に從せしむるを其望める所
よ非ざる旨をも亦告示せるかる可し

此新王を己より久しく英人ランベルドを其臣とし用ゐたり
一ッ之を第一等のミニストルとし英佛二國へ遣はして荷
瓦斯王ラダマ第二世と號せる由を告しめたり

英吉利

曼識特の目刊新聞紙よ蘭加斯德の木棉製造場其二百九
十二軒を當今毎日業を營めど七十六軒を七日の内よて五
日、三百軒を七日の内よて四日、百十九軒を七日の内よて三
日業を營むのみ其餘四十九軒を全く業を休むといへり
又上の新聞紙よ此木棉製造場よて其職人六萬四千三百九
十三人を毎日其業を營み一萬五千五百二十七人を七日の

内よて五日、五萬五千三百九十七人も七日の内よて四日、二萬八千八百三十二人も七日の内よて三日業を營み八千零六十三人も全く業を廢せりといふ

馬他アレキサンテリより亞拉散得アレキサンテリへ施せる傳信機を第十一月一日世間通

用の爲よ開けるが即日英國の里法よて千四百里の間を隔て各二十言の急用二十五條を傳へよ一條を傳ふる毎よ五分時を用おとり

第十一月五日印度と紅海の間よ設さる傳信機會社の者を英國政府の意を以て倫敦よ集會せよ其結構を他の會社へ譲らんと決定せり

英國よて紅海よ施せる傳信機の久しく破損して復用ゆへうらさる物とかりしを今も速よ修復し此よ由て英國と印度の消息を自由ふらしめんと望めり但此傳信機の舊會社も最初より定めさる年數の間英國政府の爲よ借入さる金の利息を金藏より受取るべし

比利時

比利時の政府より告來れる第十一月五日よ王の決定せる事も左の如し

千八百六十年第二月一日比利時よてハッソルヘインスを里斯本のミニストルレンデントとかりさるが今も比利時

の外國事務にニステルの意よて此人を多靈タリン遣はすべき
特派公使全權大臣とし此決定を新聞紙に載て普く世上へ
知らせ其左の考を加へたり
右大臣を任敘せるよ由て比利時政府を新公使の以大利王
よ見へて親まらるべきことを知れり

佛蘭西

英佛是班牙三大國相合し墨西哥メキシコへ向をんとせる主意を未
慥イスパニヤふる説を得ずといへど巴勒パリの官用新聞紙に此事の別條
を載て云右三國の決定を唯五六箇條に過ぎ其第一を三國
相合して墨西哥の地を會し墨西哥の三國と取結びたる條

約を破り三國の人民を扱へるよ其當然を失ふとを問をん
とするふり然れども此三國より海陸軍を墨西哥へ差送るべ
し其各國の人数も已よ定りて海軍も皆一様かれど唯陸軍
も是班牙の加勢を尤盛んかりとす此軍勢も委拉ヘラクリ古盧斯を
守るべく又其他よも速よ三國主意を達する爲よ肝要とる
墨西哥諸地へも残らず軍勢を備ふべし以上の手配定まる
後も三國より墨西哥の政府へ懸合ひ其相合せし主意およ
び海軍を遣はせし旨又軍勢手分の界ふどを告知らすべく
若墨西哥よて三國共よ望む所の正理よ從へる意あらむと三
國の軍勢墨西哥の地を退らず先三國の大將より各其事を

以て本國政府へ言上すべし且三國も墨西哥をして十全の條約を結ぶしむるは肝要とする質を取るべきと當然おれど其他條約より由て三國中の一國よりも其自己の利の爲し墨西哥領内の諸部へ據ることを許さず或も又墨西哥の爲し利益あるべき政度を行はしめんと墨西哥の政府へ助言すべからず故し是班牙を其心中に規則正しき君主の政事を墨西哥に施すも其利益とするべしと思へる念を抱くべからず

墨西哥の本は是班牙に屬する故あり 但是班牙より最初言出せる宿念を條約中の一事に付て別の決定をおさんと願へるは是時英國も此度の事より由て三國君主の血統とする一王族よりも墨

西哥の王位を踐むべからずといふ約束を定めたり又合衆國も三國より勧められて之と同意しければ英佛是三國より其大臣を華盛頓に遣はして合衆國の三國と一致せる證書を押印せしむ是合衆國政府も亦三國と一樣なる軍勢を墨西哥へ遣はすべし當然の理あるが故かり即ち各國の海軍を委拉古盧斯の海上にて相會するべし

パトリックと名付る公用新聞紙といへるを英佛是三大國より墨西哥へ差送れる軍勢の中は陸軍として遣はすべき人数を其各國より墨西哥に來居れる客民の數に應ず故し是國の陸軍尤盛んふり此三國の軍勢を先墨西哥の海口に據

るといへど若墨西哥よて三國の決定せる大主意を肯もざ
 る時よ於ても猶三國の軍勢を以て墨西哥首府をも圍攻る
 に至るべし又合衆國政府よても其國の攻守に用ひて十分
 ありと思へる所の海陸軍を出すべしと許しより
 又墨西哥の差送るべき軍勢を十一月十日より十五日ま
 での間よ委拉古盧斯の方へ出立すべし佛國の海軍をリニ
 ー一艘フレガト四艘コルント一艘カノン船五艘輜重船五
 艘驛遞船一艘人數三千あり其陸軍を合せて共よ第三等の
 水師提督チウウミンデラガラヒーレ之を率ひ其上陸に備ふ
 る軍を別よ一主將ありて之を率ゆべしといへり

似太利

羅馬政府を去年第十月の末よ千八百六十二年の官用雜費
 を算定して普く之を告示せり但其收納を三百萬スキヂ荷
 蘭の七百五十萬ギルデンよして其雜費を九百萬スキヂか
 りロマグナマルケンユンブリーの猶法王所領より一頃も
 毎年の官用雜費千四百萬より千五百萬スキヂあり然ども
 國用借財の利息も皆法王の金藏より之を出せり又右三地
 より逃來りて法王政府よ忠を盡し給仕せる數多の人へ遣
 ちすべき給金も亦法王の金藏より之を出せり

俄羅斯

十一月三日の注肖新聞紙ワルシマウの第十月十五日の變事よ由て僧徒が閉ワルシマウる殿堂を至聖の祭日よも未其戸を開かず今之を棄置けり政府よても一揆徒黨が大道よ掲出せる明白なる證書を強て嚴重よ之を去らんとせず然れども此變事の時よ長官より出ワルシマウる嚴重ある守護を一揆よ荷擔せる者をして恐怖の心を生ぜしめとりと見ゆ但此頃官府の入費を以て注肖よ中等の學校を營みて此地の年少ある者を教へ後日よ至り建立せんと企望める大學校よ導入るの本とせり此中等の學校を第十月二十八日刑政兼教授職ニストルイロボリスたるニストルイロボリスニストルイロボリスキ禮儀を備へて之を開けりと云

第十月二十九日の

三彼得堡新聞紙

よアアルツヘルトク

の僧

官ミカエルが命令書二通を載り其言よ據む砲師一人士

官四人即エングルハルドセメフスキスタラーデンボグダノズチ等を軍議の為よ呼出されとり是近頃諸生徒の不行狀をかせるよ由るあり

土耳其

蒙的尼モンテチコロの界ふる本道より來れる書翰よオメルパスサ巴札バサが敗

軍の始末を詳よせず此人を未蒙的尼よ向て戦をす唯其界よ據るのみふる可し今此海岸よ土國の軍船を置き又陸地の方よ軍勢を設けて之を斷切れど何方よりも彈藥食料

かどを運送するに能はず但オメル巴札を嶮岨よりて守り
やすき蒙的尼の山洞を攻めんより坐あぐら此計を行ひ之
を困めんと思へり

北亞墨利加

エデワルズエルリの戦に付て左の別條を知るを得と
り南部の前軍をコロ子ルデフィンズ及甲必丹ヒルブリクダ
引率して吾士失必の銳射隊に向ひ之を撃退しむ然るに敵
の騎兵一隊出來りければ南軍遂に引退けど其本軍を敵の
銳射隊を以て來圍めるまで踏止りしが是時コロ子ルデフ
ンズを徐くぜ子ラルパルケルが加勢を率ひて其陣取とる

河岸の方へ引去とり爰に又敵を南軍の右備へ打入り其
兵卒の堅固に備へたるを見て再び陣を引返り左備と中軍
の間より向來ければ右備より數度之を救へども忽ち主將を
失ひ退陣の號令を傳へたり此合戦に南部も其兵卒を失ふ
と六百人其中多く俘とあり又河を涉て引去んとて溺死す
る者もあり此河の前岸より對岸の方へ加勢を出さんとす
れど途中より斥候の者殺されされ之を助るに能はず又
他の書翰よても此戦を記して南軍の死せる者七十九人傷
つく者百四十一人奔る者四百人或を敵に生捕られ又を河
上の林中よりて路を失へりと云

南軍を敵の多勢に對し比類なき武勇を顯し其彈藥の盡るまで戦へり是時コロ子ルバルケルを左備に在て殺されしるが其屍を第十月二十四日盛んふる禮儀を備へて之を葬る

北部のゼ子ラルプライスを其軍を返し米蘇利のセダルコ
ーウンチを去て阿些治士河の分流ふるグリーンヒールド
の方より走る又南部の軍も之を追て兵を進めりゼ子ラルン
ーゲルを第十月二十二日ボリハルに備へしる前軍の中より
入り其本軍をキ子ーに扣へりゼ子ラルス左ルダスが軍を
シーゲルと一日路程を隔たりゼ子ラルラ子もホセオラに

備へ又ゼ子ラルフレモントを中軍の兵と共にキ子ーの方
より向ふべき途中よりあり其計畧をプライスに先どちてグリ
ーンヒールド河に到りプライスの南方より進める道を斷ん
とすのふり

密西失必河口ふる新疴建府外の水戦を記すべき事少し南
部の軍もカノン船六艘オレアシスラム船其形龜甲マカサスおよび火
攻船數多を率ひて碇を卸し北部の軍も各糧船一艘つゝを
率ひしる軍船五艘を備へて此地に繋れるがマカサスもリ
クモントに向ひ炮を放ちて其鏡板に一孔を穿ちしれむリ
クモントも之を避け碇を擧て密西失必河を下る是時四艘

の船皆敵に打れ水底へ沈めらる然れども此打沈めし軍勢
を遂に又打退られ其翌日打沈られし船を再び河中より
引揚とり此時の合戦よを死傷する者一人もあらず但南部の
放ちしる弾丸をリクモントの半甲板よ及べしのみ

加利福尼亞の首府桑方西斯哥を第十月二十五日以來紐育と
カリホルニア サンフランシスコ
絶へず傳信機を通せり

海外新聞卷之二 文久二年八月印刷

原本巴達維亞新聞紙第二號

千八百六十二年十一月五日出版

是る所あり

荷蘭所領の東印度

プレアングレゲントスカペン〇第十二月二十日同二十
二日の大雨よてレゲントスカペンバンドングの内あるブル
ーブルリムバンカンバンゴエラン三郡を數多の小川水
道溢れ橋を押し流しタイカロングタイピナング二橋の側
から道路を半之が爲に破損し其他土堤五六箇處切れ二箇
處の稻田十五箇處の稻を植する水澤あど皆潰れバケミタ

ンバンディヤランの地よても水一フーフトの一フーフト寸五分餘
よ當半の深とある之が為よ鳥類夥しく死す是故よ此水災
を救ふべき肝要ある手立をかせり

三寶壠サマラン○レンゲンロール郡の内よても流行病水牛よ相傳へ

之を煩へる牛を三四日苦痛して四肢痺れ死するよ至る或
を病むと暫時よして死するもあり第十二月十四日より二
十一日までの間よ水牛九十三頭死せり

文萊馬神ボルネオより傳信機を以て四里苗スローラバヤへ第十二月二

十日までの事を告越せり○第十二月十二日一揆の統領五
人カハディヤンより來て降參を乞へる之よ隨ふ所の從者

總て六十六人ふりマルガサリのコントロレウル官の名類

フズイクを十七日の曉前よ其率ひよる土兵三人と共に殺

さる即時よ其惡徒を召捕へんとて第二等の流底南クルロイテナナキ

スダ指揮せる分隊を蒸氣船波呢ボニよ載せ其地よ往しめ種々

計略を運しとり○デマングレーマンダ記せる所よ據むレ

ーマンもハイデットを諭して降參せしむる功ありと思はる

ハイデットの母ラツースチグ近頃死しよるとも正しき風説

よて之を聞たり○ベヌーアラウスの敵砦を我兵之を攻落

し又此勢よ乘つて大よ一揆の徒をも打破れり此合戦よ我

兵卒の敵よ傷付らる、者二人ランダース詳ふよ遇て傷

を受る者三人甲必丹^スンデル^ル、^ハイ^テン^ロド^リク二人も三分時不^ど戦て敵砦^{カリ}ア^ウテ^アベ^パン^ツを攻取たり此合戦^{第一等}の流底南^スール^トも一彈丸其口中^中よりとれど創劇^しうらずと云

佛蘭西

千八百十五年以來^ス瑞士^を其一部^瓦的^蘭の佛國^に接したる境界^にある^ダッ^ペ谷^の事^に付て佛國^と爭論^せし^グ計^らずも騒動^を引起^すよ^及べ^り其騒動^を瓦的^蘭にて罪^を犯^せし者婦人^を掠^める^かり^{あり}し^を其地^の奉行^を法度^の如^く之^を召捕^へし^は此者^或時^逃出^て佛國^所領^の土地^へ去^れり^其心

も兩國の吟味^よて使者^の往來^手重^かる^べし^去れ^む之^を憚りて見遁^すべしと思^へむ^かり然^るは瓦的^蘭の政府^{より}も此罪人^を捕^へんと^して捕手^の人數^を差遣^をせ^り佛國^を又^之を聞^て其地^に鄰^する一府^の役人^相支^るのみ^からず且^此事^に付て前頃^{佛國}より言出^したる道理^を主張^し瓦的^蘭の政^度を妨^んとして二^三の軍隊^を其地^に遣^むし^罪人^を畜^ひ瓦的^蘭の捕手^人數^を支^へたり

モニテウル新聞紙^中の此事^を記^{せる}條^も佛國^の兵士^および捕手^の名^々ッ^ペ谷^クレ^ソニ^{ール}ス^村に至^{れる}事^に付て外國^の新聞紙^も種々^の説^を載^せれ^ど今^其真偽^を辨^{せん}も大

切なる事あるべし吾等も未此事の委しき始末を知らざれども決して佛國政官を不法を働き無理を行ひ又兵革を動して千八百十五年以來いまだ決定せざる佛地兩地の界を起れる争論を利を得んとするは非ざるを明白なり抑此争ふ所の地を何れも屬せざる間地と思ふべき筋あり然るは瓦的蘭の長官近頃此間地を居れる土人を召捕て入牢せしめ其間地とするの法則を敗れり佛帝の政官を其地の舊制を變亂する取締をふし且向後瓦的蘭の捕手獵りし此地を入る事あらざ之を防ぐ事を附言せり又ニフランス(ワイドラント)の内を在りの刑官此土地の争論に加りたる佛人を捕

へんとするが故に止を得ずして之を入牢せしめんとするを文へたるが故に此一事を世人の思へる如き重大の事とあらざれど佛國政官瑞士政官と情を匿さず集議して此一事を本情實に引戻し其宜しからざる處置より生じたる争端を安んずる好處置自ら相談調ふべきを疑ふ第八月の初に佛國軍事局の新聞紙中に記せる如く柴棍サイゴン地にて佛國の大將より國人に檄文を示せり其文は交趾の下部南部を殘らず向後明らる佛國に屬しされど此地の人民以後佛國の孩兒と同様に取扱ふべしと書載り此檄文を安南語に翻譯しされど衆人皆大に之を感服せり因て佛

國の旗章を盛大に閃く公に此地を所領とせる由を告知
らせたり且佛國總督及此地の重立とる者此文に加印せり

西班牙

マルレスホンデンシアと題せる馬德里マドリッド半官用新聞の中第

十月二十九日の條に下件を記し曰此頃我邦と麻洛哥マロコ

州の弗里加との爭論止み其證書を畫押せり是を馬德里條約

と名付く此條約を曾てマドラスにて取結べる盟誓を固く

するに過ぎず條約中云麻洛哥よりテラアン城を西班牙に

明渡すの前六千萬レアレランを償ふべし此高も以前の損

耗を償ふが為マドラス條約の節契約せる金の半高あり殘

る半分を麻洛哥に出入の運上を以て償ふべし此運上を西

國より役人を置きてこれに立合はむべし

西班牙邦人の居住せるメリルラを開き大にするを前約の

如く之を固む西國兵隊を此新領を受取らざる前を亞非利

加の地を去らざるべし麻洛哥帝を彼の方より心づき其領

地の界を警固し西國の新領地を暴掠する者を守禦せんと

て一將に命じてこれに主帥とらむ西班牙の使節を非斯リス

若くは麻洛哥中何の都府にても西國女王其所領を守備す

る為に切要と謂へる諸地を皆在留するを得べし

亞非利加より兵隊を退くるの前麻洛哥西班牙通商の條約

を取結ぶべし此通商條約を西國人民の爲に極て大ひある利益を嘉惠す此條約は本付て西國^{西國}人麻洛哥^{麻洛哥}は生ずる材木を相當の價よて買入れ自由よ用ゆる事を得るあり
サンタクルスよ近き海岸の一地を麻洛哥帝より西國よ割與ふる事を固ふせり

麻洛哥帝を講法の爲に非斯に殿堂を造る事を許すふるべ

以太利

王國以太利官事新紙第十月二十九日の部は懲治奉神二院のミニストルより此國のアールツビスムプおよびビスム

プは贈れる嚴重なる書付を載さり其文よも多くの僧官の中は高位の者も加りて以太利政府および其人民の政律よ張合ふ黨を結びて其黨を盛んよするを勉め以太利の政府及び政律をカドレキ加持力派の教法と相背ける趣を言觸せる由を記せり

ミニストル謂へらく教徒等の此仕方も衆人の教徒を怨み惡むの心を深くして寺院の爲に害とあるとあるべし此の如く哀むべき事體を長久すべき事よ非ず神を信ずるの心と國民の心を以て互に相戻り相容ざらむる粗暴の見と云べし又天の人よ賦する至徳と天地萬物の天然の至願と

の間即神を信ずると父母の國を愛するとの間も在て民人をして適從する所を知らずして遂に罪障を犯さしむるに至るを知らずと云べし抑民心の好惡する所は隨ひ此も本付て立たる政律も據て新王國を建されど以太利の教徒も當時の事體の法制も服從し時勢も順て身を安んずべし然るを時勢も順て身を安んぜずして之も背戾せんと欲すとも能く成すべきの理あらず是故も教徒も諸の紳民の如く殿堂もて常も遵守仰奉する教道の本源を尊崇するを其本務とすべし王の政府も能く寺院の教法の權を崇奉し自由も其法を行を得せしむ又政府も教徒と他の紳民の間も未

ど曾て差別を立てず且一二の他の職務を作すを命ぜず但渴望する所も速も時節到來して寺院の權と政法の權とを分別して嚴しく其界を分さん事を欲するのみ然る時も教徒も其分内も在て十分も事を取行ふ權を享國土の官人も其門内も入て其行ふ所の事も決して關うらざるべし何とかれども人間の利害得失塵中雜沓喧囂の事を神聖の域中も混ざべき者もあらざれどふり此事願ひの如くあるを得む寺院もて諸人間の權柄を脱し邦國の政務を握るの職を止むるを要す可し約して言へど教徒も専ら出世間の別域も其身心を委ぬべきを云ふり

然れ共事の模様より衆人の心は愕り公法は害ある事あらんよと吾輩固より手を袖よりして其敗を受るを視ると能はず務めて之を安んずる手術を運らる已むを得ず嚴重なる法制を施すとあるべし

俄羅斯

第十月二十九日の日刊紙中、聖彼得堡の學校諸生の内より起れる騒動の事を載す是前より示せる珍事と頗る同様の者よて學徒等を取扱ふに嚴酷なる法を以てするより起れるかり

此度の騒動を聖彼得堡大學校の生徒等少壯の者よと多くある所の不行跡次第に増重せしとあるよ由り之を制すれ共頑よりて其命を服せざるよより嚴重なる法を以て強て之を聽從せしめんとするより起れるかり然れ共生徒等自ら其非を悟り又を其兩親或を思慮ある人ありて之を救ひ能之を論して再び規則に就くむとあらんを望む

第十月三十一日の聖彼得堡の報文に據れど波蘭部の生徒を盡く此府の學校より政府の巡捕の兵よて警固し蒸氣船に乗て里尾に送り夫より皆其國に歸らるめたり又俄の内國に任居せる生徒等を護兵よて警衛し夫くの住所へ送返せり此よ於て其生徒等の總數三分の二を學校より追出さ

れよれど學頭講釋を爲すと雖も之を聞者あり
歷山帝領内の南方に旅行せし第十月三十一日聖彼得堡
に歸著せり報文の載る所を見るに帝還幸すれども事勢は
於て少々の變異あることあり

北亞墨利加

佛蘭西の官事新報中第十月二十二日紐育子ウヨルクより得たる合
衆國の様子を載とり曰南方黨も屢危嶮に遇ふと雖も其勇
威を失ふとも見へず去れども此分立せる一黨の頭人を新に
一政府を建てるを知るのみならず更に千百の艱苦を犯し今
迄連續せしめたる練達の才ありと云べし然れども方今に

至ても歎息すること次第は多く補助の源次第は減少しとれ
ば費爾治尼亞の大戦にて南方の霸業を定んとするの望み
も稍折けとれども前程昏黒しして慥ならず然共大統領ダヒ
スも志を勵し起り來れる大事に向て抗敵せんと志を固く
せり近頃タヒスも二人の使節スリデルルおよびマソンを
歐羅巴の方へ差遣せり此使節を送れる本旨を種々の評判
ありと雖も此行も能百難を犯て好く一生路を賭すと云べ
し其故も快走する蒸氣船ナスヒルレに乗し查爾士頓の港
を出帆し敵の巡勦船中を過て大海に走れるを以てあり
費爾治尼亞にて勝利を得たるも當時南方黨の爲よを肝要

ふる事とす何とふれど南方の兵隊もビュルスリンの戦争以來大に衰弊し甚整もざれどふり茲に又不快に思ふ事出來し衆多の兵隊皆己の任居に歸り北方の艦装せる海軍の爲に攻らるゝを防ぐんと切に企望せり此艱難の事勢ダヒス身上に迫ると云ふべし故にタヒス自ら料りて方今の模様よても長く持支へるも甚難き事あるを能知れり又其一敗を我兵勇を損減し費爾治尼亞をして再び北方の有とふらしむるに足れるを知るも既に詳かり但此不幸の災難を避け得べきや否やを後日を待て知るべし

北方の兵隊を大将を始として下賤の兵卒に至るまで皆勇を奮ひ志を固ふし戦争の好機會至れりと云合へり

日本

原本四達維亞新
聞紙第二號の存

日本に在留する合衆國使節の取次よて奧地利政府へ五月朔日の日附よて日本政府より書翰を達せり其文をアウストリアと題せる交易通商に關する新聞紙中に載り之を譯するに曰我帝國を殆三百年の間外國と交通するに或る我國の産物を我國民の所用に充るに足るのみ故に日用の諸品其價相當にして時々變化するに或る全國共々安全無事あり然るに合衆國大統領の勸よ由て外國人を拒むの舊例を變て合衆國特派公使水師提督彼理と條約を取結び合衆國人と日本人と通商するの道理を開てより其後追々他

の五箇國とも一様の條約を取結び今方よ之を執行ふ可き
と成れり然るよ諸港を開き外國通商を許せしより我が見
込とも大不違ひする種々の大事出來し富める者を通商の
利益あるを知らず富ざる者の爲も少しの利益あるを見
ず次第よ輸出する物多き故よ日用缺く可うらざる物價
を日増よ騰貴し貧者を是までの如く品物を買ふに能はず
或も飢寒よ迫る者あり因て終よ咎を外國通商と政府の處
置の善うらざるるとよ歸せり抑外國人を拒んで交らざる事
を久しく行へる法則あれど日本人の心皆これよ染りて此
事を一定して替ふべうらざるの典刑の如く思へり故よ縱

令右等の難事かきも此外交の一事よ就ても國人一統の思
込する所を翻へさしめ外國と徧く交易の交を結ぶを咎め
て不和を生ずるの故習を除くしめんよ政府を勿論其他誰
人も之を救ふの策ある可きを一見して知易き所あり
但し遠うらずして我人民も外國と通商よて利益あるを知
る時節到來するに疑ある可し然れ共當今の事情よても
他の外國と新よ條約を結ぶ事國人一統の好まざる所かれ
を強て之を爲んとせむ容易あらざる事を引出し或も動亂
を生ずるよ至る可し當今の模様よても條約中既よ許せる
兵庫及び新瀉の開港、江都及び大坂てよ外國人を通商する

を前以て斷らんとするを必要とするが如し又吾輩も新
外國人と條約を取結ぶ事能とざる所とれむ今此趣を告ざ
るを得ず此書の趣意を我國の模様を虚飾なく眞實に通
て我政府と新條約を結ぶんが爲に使節を送り越すとあ
らんを豫め防がんが爲に今示す所の事を世界の重立と
る國々の諸政府へ告げられんことを是我政府の企望む所
あり

海外新聞卷之三

文久二年八月印刷

原本巴達維亞新聞紙第三號

我文久元年十二月九日出版

せり所あり

巴達維亞

バンユーマース○十一月二十九日テラテプ部内マラバ
ル村にて療治を請者左の通り

コレラ病

八人

引續て治を請者

同病

四人

都合十二人

右の内愈さる者六人死しとる者三人都合九人あり十二月

廿日に至りて猶治療を請者三人あり

バゲーレンより去る第十二月二十二日同二十三日の洪水
よ就て更よ下文の事を告げ越せり○ケブローメン領内よあ
るゲバングケズーングベ子ル二川の水大よ溢れ其岸を浸
しければケバング川の近頃修復せる車路三箇所破れたり
然共大路の破損を甚しうらざりし是よ於て思へむゲンタ
ンおよびケフォームよ堰を切開さるも肝要の策あり若此事
おくんむ近頃修復せる大路車路共よ破損するを疑ふ
ベデゴランの水仕掛を此度大よ破損し石堤の巔頂盡く陥
没せり故よ六千エル立方の石も水の激する勢イタキよ當ること

能もず唯堤の基址のみ纔よ残れり然共此破損を今直よ修
復するの方畧あり蓋し此水仕掛の破損するを今もや免
れざる所あり○近頃成就しとるケズーングベ子ルの石堤
及扣へ堤も甚堅固あるを以て非常ある水の奔注よ堪へ此
度の水災よ遇をざりし且此水の分量を普請方役人の測量
よ據れむ一晝夜よ十四萬エル立方の大あり此水今も溝渠
を経て海よ入れり○大ラウの池を兼て思ひし如く水大よ
溢れたり是よ由て倍後患を慮る策を行をざるを得ず其故
も此池去年第二月中泥沙淤滞し其水を容るゝの量減少す
るを以て岸を對せる州縣の方へ害なく流れ入ら志むるを

前の時より難きを以てあり但此ラウの水を導てウウル溝
よ隨ひ徑よ海よ入ら志むるを今も多力よ頼る所あり去十
一月以来此多力の會社成れるを以テラウの水其高常よりも
増しとれども上よ云へる溝渠より急流して海よ入れり○
藍畑四百箇所も水よ浸されとれむ其半も失ふべし○苗代
および新よ分ち植とる稻田等を水の退と幸よ速うかりけ
れむ大害なきと疑ひかり○レダク部よても第十二月二十
二日同二十三日の甚雨を見るにかりり○人も一人も亡
失かりり○バンドングの橋及ケブーメンの車路の破損
せるも二三日中よ修復するあるべし

邦甲島○第十二月十一日の晚トボリアの錫坑守吏よ失火
ハシカ
しとる海船一艘もシバラ近邊よ膠せりといひ越しとる尤
も其乗組人數も皆逃去れる趣あり是よ於て錫坑守吏其縣
の役人をプラーウ船よ乗せ其難よ過へる船よ到て其狀を
吟味せしめ務てこれを扶助せしめとり此者三日過て後歸
來りて下文の事を云へり抑其船も石礁よ固著し海水船内
よ滿船前も焚て水面よ到り二本の檣も猶存すれ共前檣も
半む焼て舷上よ到れ鏡板上の船號讀べうらず又其船を誰
よ屬するを知るべき證據かり但船中の人々船を棄る時之
を匿しとるり或も他船の此地方よ居れる者扶助して之を

持去らしめとる疑ひふし積荷も砂糖及び馬尼刺繩あり
思ふよ更ニ猶數多の品物も船中よあるべし其故も馬尼刺
繩二條他の所よ匿し置けるを以てあり且其船も岩間よ固
く挟み破損しとれど之を動すも能はず蓋し今其火の滅と
る様子よて考ふれど其船暫時の間レシパラよ膠付せしと
知るべし又トボアリの守吏も直令を下して務て破損の
船を拽出さしめんとせり

婆羅南東部(十二月二十日)今一月四日第二號の第二條文萊
馬神ボルネオの變報よ續て下文の事情を舉て四方よ布告す○マル
カサリ目付のコントラレウル役ス付スイク十二月十六日の深

夜十七日の曉前潛よ殺されたり其時其地よ住居せる運上
受取方役人ブメスカールス逃て土蕃中よ入命を助くらん
と計れり其後蒸氣車御者ヲオス之を捕て文萊馬神よ送
れり惡徒も運上の金貨の現存せるもの四百ギルデンを取
り目付役の役所及び運上所よ火を放て焚棄たり但此惡事
の精細なる箇條も未詳ならず馬爾達マルダ不拉ダも其他記すべき
事ふし達那勞も全く安穩無事かりカハムンカブーアス及
び南部(サムピト)も其通報皆平穩かり○アンラサリ今もテ
名よ住居す此人我兵グリーンングトシカを搦撃せる時重圍
よ陥らんことを懼れツォメンクゴンスーラパチと共に

文久二年八月印

夜此砦を棄て土蕃よ歸せんことを求むり○米の貯蓄次第よ減少せり○今第一月四日第二號内第二條よベヌーアラウスの敵砦を攻取る時第一等流底南牙ールト砲を以て口中を射らるゝ事を載あれども此將を牙ーグトよて牙ールトよてもあらずとかり上の載る所悞れり

文萊馬神より四里苗よ連れる傳信機よて今第一月二日までの風聞を傳ふると左の如し

マルガサリよ於て目付役フヌイクを潛よ殺せる者よ非ざるやと疑しき者五三人を捕へて獄よ下せり其他此地の土人も皆安和よして其居よ安ずマルガサリの下流一時四十

五分の地スーングエイよ一隊の惡黨屯せり人皆謂らく目付役フヌイクを殺せる犯人も此内よ匿居れるふるべいと云り第二等流底南クルースバヨ子ト分隊二十人を率てスーングエイの賊情を探鑿せし所不意よ賊よ侵襲せられバヨ子ト卒十四人と共よ殺され四人も傷を被りたり此將の屍を文萊馬神よ送りて其地よ葬れり○頭役レマンを馬爾達不拉よ歸れり○ヒダヤツトを速よ降附すべいと見へたり此賊もペンヂヤロングより二三日程を隔とるタムーニよ留り居ると見へたり

土人の疾病

板淡^{バンタム}○タナラセラングタンゲラン三縣よも眼病今猶流行
十月十日治療を請者

二百六十四人

十二月一日までよ更よ治を請者

一百四十人

都合四百四人

右の内よて全快する者二百四人あり

十二月一日よ至りて猶残る病人百六十四人あり

プレアングレレグントスカペン^{大洲の}のスーカプーラ縣

内よ行もる、疫病を減少せり

井裡汶^{セリボ}○八月間井汶裡クローニンガン^ンよて痢病流行一九月
よも全く歇とり此領内よて九月間治を請者

痘病 十九人

十月一日までよ更よ加もりて四十六人よ至れり

都合病痘六十五人あり

右の内よて全快する者 五十五人

死する者 六人

猶未ど瘡さる者 四人

ガル一部内よて九月中同く痘病行もれ治を請者

六十人

右の内全快する者

三十八人

死する者

十二人

十月一日に至りて猶治療を請者

十人

直葛タガレのサレム縣内ズーヌーアンテルラヤ二村よて九月二十一日より十月二十日まで疫病流行し病人多くを痼病を兼發せり病人の數

四十五人

右の内全快する者

四十一人

死する者

四人

右よつき入用の藥品を官よて買上げ直葛タガレに居れるドク

トル官アアウ命トて療治せしめとり

パマラング部コレラ病一人あり治療を施せども及ま

ず遂に死せり

好性痘猶二人あり此人より蔓延せんを恐れて防禦の

方を施せり

三寶瓏サマラン○此地の棄兒院肺氣類にベリベリ病流行せしが大よ

減せり又六人の病者を八月中全快しウーナラングの病人

三人も治を請へる後全快し家ニ歸れり

デマク部内ウエークニ十月中痘瘡行むる病者

三十一人

右の内全快する者 二十四人

死する者 五人

猶残て治を請者 二人

アムバラワ縣は痘瘡行もれ十月一日より十一月十日まで

病者

三十二人

右の内全快する者 二十八人

死する者 四人

サラチガ縣は痘瘡行もれ九月二十一日より十一月二十

日まで治を請者

二十人

右の内全快する者 十七人

猶残て治を請者 三人

イヤバラ○メルゴウーウー縣内を十月二日スロウシ縣内

を同十七日より痘瘡起りスロウシの人二人死し其餘を皆

平愈せり之由て急は牛痘を種て其傳染を預防すあり

バンユーマース○ダムルウール縣は十一月十一日より同

二十日までコレラ病は染る病者

三十人

右の内全快する者 十二人

死する者

十人

猶殘て治を請者

八人

此外の瓜哇諸地も痘瘡流行ーベスーキ部内も熱病も脚氣を兼る者十月中三千七百三十六人其内治する者一千三百四十五人死する者四百四十三人猶治せざる者一千九百四十八人又蘇門答臘西岸巴當山部の邦も九月一日痢病を病で治を請者七十七人タナラダタルも九月二十日より十一月二十日まで熱病を疾む者百三人同時に痢病百九十六人イングピュラアイエルアデーも百日咳を病む者百三十三人巴倫邦もて九月一日より痘を病む者百四十二人

十月も七百八十五人よ至れり

邦甲島バンカ○九月二十日より十一月一日まで流行眼病を煩ふ者六十八人土兵隊中も脚氣行もる

徳拿的テルナテ○十月中自然痘を盛に行もる、よ至らずチドレバ

チアン其羅邊の島ハ近の二島も少一の病人あり

ハルマヘイラも亦痘あり此岸も種痘を拒て猶許ざるを以て殊も多ラウを幸も種痘行もる

日本

香港も致せる倫敦新聞紙第九月十二日の部も下の事を記せり其文も曰俄羅斯人も日本の北海も在る肝要の地を奪

もんう為めよ解るとかく其由緒ある所よても謹み避る心
かく縦まよ其策を施せりと見ゆ即ち測量をふすよ託
て對馬島よ到り遂よ此島の岸上よ倉庫および病院を建造
せり此島の地形も一見して航海の爲めよ肝要の地よ事
を知るべし何とふれむ好き港口ありて且蒸氣船を用ゐて
上海長崎何れへも二日よて至るべけれどふり近頃アトミ
ラールホーへ此島よ至りよるよ俄の軍艦數艘あり並よ其
餘の建造の有様まよ記する所の如きを見よ

此對馬島も日本帝より命せよ一大諸侯の領地かり然るよ
俄人日本人の許を請けずして強て奪據らんとおせよより

遂よ此諸侯をよて外國人の敵とあらよめ近頃江都よ在る
英國使節よ對よ亂防を爲すの禍胎を醸すよ至れり

佛蘭西

モニテウル新聞紙よ載て曰く刑部衙門の吟味よて明らか
かる如くドユアイのセントユニオン寺の尼僧合同よて以
色列一族の幼女を強奪せり此罪狀あるを以て此合同尼黨
の權勢を除去らんとする議起りよれども遂よ政堂決議
て輕きよ處し寺産を削る事を命せり但此法令も官刻新紙
よ云へる如く中道を得且つ嚴正よ行ふ者といふべし法教
を奉ずる者の性質志願の爲よ國法を枉ぐると能もざるを

昔より然り

以大和

那不勒よりの新報云ヒクトルエマ子ウル王より神聖ヤ
 ニアリユスよ奠供する品物を那不勒よ受取とり其品を立
 派ふる真珠の串珠及ロベイン寶石赤色の寶石あり其價を
 凡一萬五千モルデンとす此神聖ふる教僧の血を那不勒よ
 貯へありて時々神威を現す近頃不爾奔の邦を立し時の如
 く同様よ神威あるを以てエマ子ウル王も此の如き品物を
 奠祭志し其厚恩を表するあり神聖ヤキアリスの首を盆
 盛りヤキアリスの首を盆
是を捧て火祭の火は洗滌する
 を併むる習あり諸書よ見やヒクトルエマ子ウル王も巴

勒摩よ一官を置き西治里の耕作を改正し及此島の寶藏を
 掘採する法制を一新す

アプトパサグリアを羅馬大學校の大教師の職を免す此事
 を大學校のカルヂナールグ名よて十月二十日頭役の者よ
 り云渡せり那不勒の此風説よ據るよ此免職の故も昔羅馬
 法坐自ら禁戒を著せる書中頭目よ法王世權を握るを禁ず
 るを載す然るよ今乃法王世權を握るも禁戒を破るありと
 いへる一文世上よ公布するより起り且顯著あらざる輕罪
 の者一人を裁て其刑を重くせりと云へるより遂よ此命あ
 るあり

ハッサグリアを竊し羅馬を避去りて多靈に到れり羅馬を惡む者多く此西教の徒を扶けんと望みしを第十月二十八日多靈より致せる倫敦チメス新聞紙を見て知るべし其中に云パテルパッサグリアも近き土曜日多靈へ到着せり其今朝對面しとる其外貌威儀ありて大志ある者と見ゆ其様子も才智ありて剛愎ふる事ふし年齢を五十歳を過ぎずと見ゆ彼ら言を聞よ曰吾も大に辛苦すると學業との故に年齢よりも形容老邁せりと云へり思ふに彼の意中にも寺院の重事を負擔する心充滿せり彼も固より誠にか特力教を信し法王徒たるを願へり故に法王徒をして以大利に權

威を振ふの諸事を停めんと爲しと云へり彼はカルデナールドアンドレア即マリニを信せず又他の以大利の教官も心服せず只其黨とふるべき者を亞卑斯山外に住するカルデナールありと云へり其人を即三人ありとて自ら其名を舉たり甲を匈牙利のプリマートあり乙を里斯本^{葡萄牙の}アールツビス^{オニカリヤ}コップあり丙を我其名を忘却せりといへり第二等の教徒の中にも羅馬よても彼は志を傾くる者少からざれど其輩其思議する所日く盛なり次第に追放せられて一人づつパッサグリアの側を隨從せんと乞ふ者多しるべし彼初を斯の如き高尚の意想ある教徒の一心核を多靈

よ結成せしぐ今も許多名族の中ふる羅馬加特力教の徒此徒よ荷擔す故よ此等の在家輩上よ云へる僧徒を圍擁して隨從する者次第よ多し然して王家の政府も彼輩の所行を勸め勵すも我ら為り利ありと思ふふるべし是正よ存ての秋よして實よ利益ある形勢相聚れるかり拿破崙帝も羅馬領を取らんと欲し是を以大利よ割與ふるを欲せざるを明らかり然共唯言語と文書よても以大利人を羅馬よ來朝せしめんとすれ共能を兵を備て去れを劫制せむ佛國の欲する處よ從て以大利人羅馬よ來るべきや又將否らざるや今も以大利人能く百難を犯して顧ず佛帝の策略を一空

法王を拜屈せしむるよ足るや否や我等にこれを傍觀せんとす此時よ當てもパテルパサグリアも一軍隊よ編成すべき器量の人のみ彼を曰我大ひよ身疲れ氣屈し戰鬪よ近づくの意ふし唯願くも閑靜ふる隠れ家よ居て學問と信心とを為さんと欲するのみといへり然共此人も一度事を起して後を顧る者よも非ずと見へり但彼を宜く已が進退も持よ以大利一國人のみならず全歐羅巴人の同く注目する所なる事を熟慮すべし何ふれむ此幸福を得ることあるべき機會よ臨み一旦其倣起せる事を中途よして止むるとあらざ徒らよ外貌を以て我輩を欺く者と云えん

朗罷地の内コモの鎮臺ふるるレリオを志操高尚ふる政官
の一人かり此人我門よ告て曰寺院領コモを上もビスコプ
より下も下賤の僧徒よ至るまで皆以大利の事よ付て志を
堅ふして奮激し羅馬法王の世權を挫折せんと敵對の氣を
顯しとりケレモナよても到る處皆これよ同意せり其頭よ
るビスコプを最初より志を決して衆人よ合體し以利大人
氏の事を絶へず口よせり朗罷地よてプリーステル等を平
和ふる好法徒かり中古上世共よ彌即を羅馬法坐よ屬せざ
るのみおらず又屢之と公よ戦争せしと人々皆遺忘せざる
所とり若朗罷地の教徒等會合して法王の政權を廢せざる

事を唱へ以國學校の諸科學者之を決けり以國の人民争て
之よ傲ふて奮起する者あるべし以國よも善僧多けれを惡
僧を拖倒する者足れり又惡僧あるも政府の威勢と國人の
高聲よて愁訴せるよて之を敗るべけれを資質孱弱不時の
騒動を恐るるを慮るよ及むざるかり又パテルパサグリア
の徒リカソリ支配の地および他の國を愛する徒衆多かれ
を縱令佛國救援ある其法王の權を殺くよ足れり以大利
を拿破崙帝の好めると好まざる事あるよ拘むらず自ら恣
よ其行むんと欲する事を爲しとり以大利人を本土の寺院
を以て自在よ崇神の法を行むしめ法王徒を顛覆せんが爲

よ同様よ一致して其力を盡し智を合せ以太利の諸地方の
者をして^{フメント}門人よ歸服せしむ斯の如くよして佛國の抗敵
するよ關係せざ法王の制馭を脱する時を人々皆自己の便
宜よ撰み従ひ近頃の動亂よて使役せられよる如き驅使を
甘して受ざるべし

此末節よ記す所の文を以大利國人を以て英國と計を合せ
トむる游説の辯とするよ足れり

俄羅斯

第十月十七日聖彼得堡の新聞紙中よ買奴釋放の法則よ付
て政府より再び出せる告文あり近頃所々の地方中殊よ利

森哥德諾^{スロノ}および聖彼得堡の地方よて買奴其田産の主よ對
して法度を紊亂する振舞を爲し遂よ止事を得ず兵隊の長
これを制するよ至れり其故を買奴等過ちて一圖よ田主の
使役の爲よも田作の爲よも一切作業を勤むるよ及ぶすと
思へるよ致せる所あり釋放せる買奴の爲よ總支配人を
定めんとする制を之を行ふ事難きよ非ず然れ共田主と釋
放されよる故の買奴の間よ於て田主より買奴よ割與ふる
田地の事と又田主より買奴よ命する使役の事よ就て好處
置を行ふて連續することあるとふし是を以て釋放買奴の
一事其制全く備らずして何れの時々落著すべきや否未だ

これを豫め見極むべうらざるよ至る此告文は依れど田主の厚意及相競の心猶周密からずして傍觀の誹りあるのみからず民奴の相助て黨を結ひ相親交するの義は於ても遺漏する所ありといふべし

聖彼得堡の大學校を第十月二十五日よ再び開きとるが又も法制廢亂の事出來せり聖彼得堡よりの第十月二十五日の報文は依れど左の如し生徒等政府の命令を奉守すべしと同意して姓名を運署せる者大略九百人よして開館の日皆學校よ赴けり然るよ姓名を書入れざる生徒二百人許其處よありて入學の徒を嘲譏し之よ加ふるよ亂妙を施せし

うむ終よ争鬪を引起しとり由て懲治官其間に入りて雙方を取鎮めたり然る處翼日よ至り又更よ烈しき動亂を為せり懲治官を之を制して其鬪を分け鎮むる能わざるが故よ兵器を備とる隊の援を乞ふて其黨を諭し退散せしめんとしてされども聞入れざるを以て學生の毆撃せる處よ兵卒競進む此事よ説き二の風説あり一説よも姓名を書入ざる生徒を圍まれて敵對するとかく獄よ繋れたりと云へり又一説よも生徒等の内三五人ピストルを發て兵隊を妨ぐを以て兵隊も次てバヨチトを用おけれむ雙方共創傷の者二三名ありて後ち漸くよして敵對せる生徒を取押へ獄よ

下しとりと云此新報を作せる人の説に依れど何の懲治を行ふとありしや未之を詳しせずと云

北亞米利加

第十月一日墨西哥よりの新聞に未だ此地の模様現に改正を得ざる由を告ぐ政府の兵隊と敵方兵隊即ち寺院方との鬪争未だ止まず互に殘虐を施し人命財寶共に損亡を免れずシールラ山中を法徒黨三多明各の王族に擬して西班牙の旗を翻へせり然れ共陣中にて高尚の志操ある者と政務に従事する者の間人心一致せず第九月七日立法官會合の時五十一人にて統領をアレスに策を獻せり策中を統領

領其職を解去らん事を請ふ且假令然らざるも一時其職を辭せん事を請へり後又五十二人一致して願書を出し統領の引續て其職に在らんとを請へりと新聞紙中にも其黨を分つことを記す第九月十六日英佛兩國との交際し就て政律選定の會合の時統領も己の意を衆人に告て曰此二國の代人の處置宜しうらざるより枉て墨西哥政府との公なる交際を敗れり然れ共二國の交を其故に復せんが為周旋せる所作にて我願ふ所の如く交際復と完らるべきを疑ふといへり

又此合同國年々の全國よての出入額を定めとり俱毎歳の

出額八百三十二萬七千四百一十八ドルラルかり内其入額
を謹よ七百三十五萬ドルラルよ過きずして其不足を合同
國および此國よ屬せる地方の貨政より内拂よてこれを濟
しとり之が爲よ屬地の年々の納高の内百分の二十を分て
貢賦とふさしめ之を總國庫よ儲ふべいと命とり

海外新聞卷之四 文久二年八月印刷

原本巴達維亞新聞紙第四號 日千八百六十二年十一月二十一日

所ありせる

瓜哇

巴達維亞○第一月十日指揮官ヒイリングスグ統帥せる蒸
氣船馬加撒此地よ來著し歐羅巴の去年第十二月二十五日
迄の諸事を報告せり

板淡○去年第十二月三十日の曉烈しき洪水よてチーリン
ギンよりアニエルの方へ連れる道筋の二橋を押流しと
り此二橋をチーベウレム河とチーリタ河チーリンギン部

とよ渡せるものあり此夜チーリタ河を水勢甚烈くして其
水も暫時は溢れ出し近道を取て直ち海へ押出せしうむ
其近傍あるバサハラ村よても竹造りの家三十軒家財と
もは押流されたり此損亡を算するよ七百二十二ギルデン
は當る但人命も皆恙あり

フレアケル領よても去年第十二月廿六日及三十日チー
タルム河の水兩岸の外は漲りチーペヂー郡(バン)ドング
部よても稻田二十四マジヤラヤ郡よても田畝九十八箇所
水を被り其中二十三も水の深さ一尺五寸より三尺五寸迄
よ至れり然れども植付たる稻等の出来を未全く望を失ふ

事あり

今年第一月二日テプラグウグ郡(テ)アンデール郡よ烈しき
風吹て人家二十七軒樹木百本吹倒されたり

直葛○去年第十二月二十九日の夜パマラングよても同地の
タダル

レゲントトラアデントツウメンググウンスウラヂ子カラ
死去せり其翼日土地の風俗よ従ひ其屍を葬れり直葛のレ

レデント権全官も其葬送よ會し短き引導を以て其功業を思
慕する意を述より此人を十余年以前は郡司の書物役よ選
舉せられ元小身より起れども其職事よ勵むと衆人よ勝く
れ千八百三十四年郡司とあり同四十二年砂糖の培養よ大

功あるを以てランガの位階稱號を得たり同四十四年パテ
の官とあり同四十九年直葛北^{パカロンガン}膠浪人民の數歳の争訟を裁
決せり此争訟をラジャンガンと捍水堤を築うんとするよ
因て起りたり此堤を築く間始終其役を勤勞するよ因て恩
賞を賜えり同五十七年直葛のレгентとあり同六十年巴
倫邦のレгентとあり且其職を勤勞するを以てラアデン
ツウメンクグウングの稱號を假したり此人を何の官よて
も其職を勤ると殊に勝れ中よもパマラングの酋長たる時
水道三條を暫時に修復せり是郡國の事よ忠勤し下よ仁政
を施すを心とするの證ふり故に政府より度々格別の恩賞

あり

ハンユウマスマラバル村(テヤルーフール)縣のコレラ病流
行も思ふよ全く息あるべし

去年第十二月十八日パトワン村(ブールボリンコ)のストラト
コと云へるものも謔妄熱に嬰り已れが家の奥間よて竹繩
よりくり縊死せんとせし家人等之を知り速に醫療を加
へしうむ生命を全く今も已に全快せり

同月二十日ススカン村(スカラテヤ)のスジラングソと云へ
るもの野よ出て耕作をふし居たりし電光よ射られて忽
ち震死せり

同日カレンボレングコング村(バンダヤル)の畜スウトと云へるものペカチヤンガンを徒渉せし水は流され遂に溺死せり其屍を其河岸ポドミト村の近傍に漂ひ其體に二の疵ありとりとぞ

同二十七日チバルキズウル村(アディーバラシク)の少年サプウンと云へるもの父母の野より歸るを待居けるに忽ち電光に射られて震死せり

バゲレン○レドク部にて十二月三十一日大雨甚しく大洪水とありグウマングタワングの橋落て水は漂ひ其形を損せずして聖遠なるレクソノの方ある乾土は流れ著る

り之に因て橋村を全く損矢せず

ベガル河邊の出水を人家の瓦甍の上まで浸せと見之に架せる大假橋を落ざりてチーングの方への道筋七箇所壞れたり其最大なるものをアヂーデーマト二箇所の水道の毀れたるあり折しも稲苗已に十分成長しとれを畑に植へんとすれど水少きと因りて能はず故に急な水の不足を補ひ十日の内は全く之を救んと望めり

サプウラン部内ソモレツテル村にて人民其地の破裂せんとするを覺へ皆他所に逃避せり

茫古魯第十二月タランブリガウウルニアフの内グーヌン

グメガングウウルキナルカウル部よ自然痘流行一タラニ
プリガよても之を患る者六人ウウルルルーアスよても
十一人右の諸地を何も種痘遍く行ふを以て直よ此術者
を其地よ差遣一種痘を行ひとれども自然痘を終よ蔓延せざ
るべし

カウルよ界せる獨立諸國の土人を種痘の爲よ此首府よ來
れり

此地方の米價を一ピコルよ付き六ギルデンよ七ギルデ
ン三十占士あり第十二月二十八日黒胡椒二千百二十四ピ
コルを公よて賣す其價十三ギルデン九十四占士を中相

場かり白胡椒を十四ピコルよて二十二ギルデンを其價と
す

范古魯よりケパヤングの方よ赴くよ近くよて且車馬よ便
利なる道を見出よとり其長凡二十四パール程なるべし又
パリサン山を歴る路の工業を大よ採取とり

去年第十二月中此地を暴雨並よ北西の烈風多りり

蘇門答刺西岸第十二月ブウワリントウの二郡巴當よて痢
病多く去年第十月三十一日を療治を請るもの三十九人ふ
り一が第十一月の末よも五十五人増加し其中七十人を全
く愈へ十四人も死し今猶療治を請へる者十人あり

ラウ郡アセルバンキを病者稍少一パツウ島中も熱病及び
下痢等猶流行せり

タパノリ地方を去年第十一年中病に嬰る者稍多く熱病尤
も多し其北東の烈風暴雨ありて諸橋道路等を壞るゝ甚多
一其中マンデリングよりナラルの方へ行路の一橋も全
く破損し其他五橋甚しく損せり此時又農業の車一輛米七
ピコル水に押流され且十五尋許の間道全く破損す此時工
人二名を落來る巖石の碎屑に打れ甚しく疵を被りとり
バロス新給兩地に於ても其山内の獨立諸國との貿易平日
の如く盛ならず比内地の騷亂によれども亦人々務て此亂
を和平ならんとせり

小マンデリング郡よても濕田の播種全く終れり是に屬す
るウウルーパカテンバロス等の地を未播種の事あり
愛邦基斯アセルバンキラウ兩地の郡縣よても人々勉強して濕田に播種
せんと文度すれども水の乏きを歎せり

第十二月三十日巴當よても貯ふるところの加非三萬ピコル
を公に賣出す其價彼此均しうらされど其中等をとりて通
算するよ一千一百二十一萬七千四百四十ギルデンよても一
ピコルを三十七ギルデン五十七占士あり第九月二十八日
公けよ賣出せるよりを一ピコルよても五ギルデン二占士貴

ろりー

坑務官金山工業の大畧去十一月十日

蘇門答刺西岸の巴當山部第十月中チムブランの堀と水門
とも全く成就せり

焙竈も全く成就すれども只熔竈の前竈及び其周圍の屏障
の前面未だ成就せず鼓橐も其所に置付たり人鑛を舂く器
械の水軸に輪櫛を挿入されども猶四の鐵帶を鉗して強う
らしめんを要す此の如くするに諸金を舂き且焙るに便あ
れむふり

婆羅の最東部の上云へる坑務官スレケレウデルを第十

月より第十一月迄政府にて開けるデルフトと名付る石炭
坑の工業を始る爲に吟味しうられり

バンガロンのヲラニーチサウと名付る石炭坑○第十月中
此坑より出す石炭六十七噸あり其工作を他のところあらず
坑中の通路並に屏障を新し且C號層より石炭を掘出す
に在り

哥的クワアキの石炭坑ベララングと名付る石炭坑○坑務官ハトセ
ラントも病に墜りて此坑近邊の諸阜の吟味を爲し遂るに
能はず

第十月の終まで輸出する石炭を四百五十八噸其餘猶百零

三噸半を貯置けり之を總計するよ今日まで産するところ
五百六十一噸半あり

邦甲島○此地を連日雨天よて甚しく工作を妨けたり
リンガエヘルエイン兩人の坑務官をヂイブリス海岸よガ
ラニイト石の名の状を探索し且種く土石の名稱を舉げ地形
の測量を爲せり

ホールマン官名フレウリスウンゲイブウスの下部を鑽
とツヤムを以て仔細に探索せしよ良功を得たり

ホールマンコウルレンをスウンゲイセクアセルアウ
カトの兩地をツヤム鮮を以て探索しけるよセクウクの

溪も鑛氣ありと鑿定しアゼルアウガトも中等の功績を得
たり

坑務官プハンヂイスト鑛山メラワング地方を驗せし時工
役等もテメソウルズウレンの兩谷を探索せり此兩谷も其
尾スウゲイシヤヨンダよ接したり皆共よ鑛氣あり

坑務官スクロセルをミントクよて病床よ卧し猶療治中か
り

諸國雜記

鹿特堤コッフェルダム千八百六十一年第十一月二十三日此月十三日の
夜半後十四日の曉前より十五日の晚よ至り南西の暴風雨

ありしや暫時休みて又大に起り本地の人家草木等を損害
しされども近地は航海して遇へる損害は此すれを猶輕し
其翌日地方の海上は毀折せる船材多く漂ひ溺死の屍等皮
間は漂蕩しされど海上にも數多難船あると知られり又
漁村を何も残らず人命或も船共は夥しく損込せり其他外
國船の此災に罹るもの殆ど數ふるは違ならず又幾多の難
民の生命を扶け漂没せる船を救ひしるも此海近き人民の
險を冒し身を賭しして人の急を拯へる仁心よよれり今其
振舞を好みして茲^{カケキ}之を附記せり然れども遠き坑海の者
おれむ世は傳る如きの災は遇へる者おろりし海堤を是よ

及てし大に損入處は波浪の激迫を防ぐ策を施して費用
問ふとふし其後天氣常は陰りて濕氣多けれども平穩かり
食料の價も變ずることふし

ヲラニ一の公子の病を殆ど全快せり

荷蘭の前女王を俄國の大公公斯當丁其妃並に公女と俱に

荷蘭の地は來れるをスーストコンスタンティンデイキの別宮に待請する後

第十一月二十二日王宮に返れり

荷蘭王第十一月十日は評決せる第一則の制は従ひ願の如

くいペペバロンスンソイレンスンニエルトグ外國事

務宰相の職を免し且其王室國事は勤勞するを褒稱す又同

日の制に從ひ羅馬加持力教事務宰相ム。ハストレンスを
して假し外國事務宰相の職を兼任せしむ

同日の評決第二の制に依てデンヘール、メーストル、イペペ、
パロンスン、ソイレンス、ニーエルトを^{子テララシー}尼達蘭獅子義會
の指揮に任ず

去年第十二月五日上政府のスターテンゼ子ラール政執を
て集會を爲ししむ

デルフトの大學校を二月の間之を閉じしむ

第十一月十二日財政官該員集會を為しラプレーンの建築
よて海外藩屬の地圖を作ることを請ふを允じ之を海外藩屬

事務宰相に布告するを評決せり但政府の意よて瓜哇某
鎮の分圖五萬分の一の大に作り之を編集彫刻して衆人に
得せしめんとするに在り財政官謂らく此一舉も最長大
に且持技の勉勵に非ざれど得べうらざり大業あるに今を
此大益を以て海外藩屬の形勢を知るの便を得就中財政官
務に管る吟味を爲し必用なりと云へり

去年第一月十三日デヘールパヒド海才ハアゲに來着せり

東印度在留軍第三等の二醫官又プハンデル、ストックイ、ゲ、コ
ロヲノも去年第十一月の末ニエディプに在るホルムキ
ス船に乗りハプロイス指揮官とかりて瓜哇に出帆せり

去年第十一月の末裨將百五十人其餘兵員數人を以て補充
 の一分隊と爲しニューウチーアの地は留れる船セリボン
 と載せプールの船將とし東印度軍の歩兵甲必丹ペイ、
 ンボススタラーテン此一分隊の指揮を司り瓜哇の方へ行
 ん爲め海外藩屬の所用品物の貯場ハルデルエイキより
 ニーエダイブの方へ出帆しとりランボススタラーテンを
 許しを得て瓜哇の故土へ歸休するが爲め又其船をも歩
 兵隊第二流底南二人アフルブルフ、デコク、ビウニング地
 道手第二流底南二人イ、セドセイハゲ、デルキスを載とり皆
 東印度軍の用へ充つ又同地第三等の醫官ハグレーへ等乗
 込めり

荷蘭王鹿特堤のアドホカート主メーストレハイ、ランビレ
 ンと命じて國王の名代とふし安特堤のハメンデルハル、イ
 ハアクマン兩人及び来荷東印度の瓜哇のア、ヌ、ハンデルペル
 グとよ吉里門カリモの無名商會の錫坑社を立るとを許せり
 東印度にて水災に嬰れる故に鳥持テルトより立ふる富講の納り
 高一萬千八百三十キルデンと及べり
 第十一月三十日指揮官ハペコロイスが統帥に屬してニユ
 ウ、エタイプに在る船ポルリキスと東印度軍歩兵隊第二流
 底南ヨンクヘール、ア、タワール、スツ、テ、ウ、ゲ、ン等を乗

せて瓜哇の方より出帆せんとす

第十一月二十一日裨將一人兵士十二人の一分隊をロベル
ラスヘドリキス船に乗甲比丹ミルデング指揮して東印度
よりハルテルウエーキより來着せり其中兵士五人船中にて
死せり

トエンテの地より居留し木棉絲を製するエンセデス人北亞
墨利加の亂より因て毎日二時宛其工業を減トより

佛蘭西佛帝拿破崙を本國の財政を改革せんと決議せり之
より因て法律を立る集會より最早官府入用の總高を取捨す
るを用ひず諸官府入用の通計を此以後各項より大區別を爲

し各其額より就て評議を定め之を法律院より夫より取捨すべ
しとあり佛帝を是より先法律院集議をき間日より法律を
出す政官の許し置とる總高よりも別ある出額又も多分の
出額を許すの權を握れり今も乃帝其權を釋くことを爲す
佛國よりモダペンドルを領せんことを欲す其望より任せ多分
の金子を贈るふるべし瑞士國よりモ彼の方よりも其事を
聞得る心あり

以太利○第十一月二十日再度公會を行へり此時リカソリ
を羅馬の爭論より付き政府より取替せしむる精誠の條約書を
熟考せり其書の趣意を之を十一條より約せり法王を本書中

云へる如く爵位を保ち世の黜陟を受ず古來の習俗より由て傳へ來れる各箇の寵典より膺るべし

カルダナル正僧をプリンス主君の稱號より當り其稱號より在り當然なる尊敬の取扱あるべし

法王を諸寺觀の主宰ふれど神佛の法制と照し十分より諸事を隨意より處置するを得べく且歐州西部の大宗父以大利の第一寺院ふれど加持力教の寺法を主司すべし又法王を懇側あるビスムプ教長と文を結ぶが為より外國より使者を送るを得べし

政府の立合ふくして大法議の集會及講法會議を爲すを得

べしビスムプ及僧官を俱より世間の法度刑罰より従ふと雖も平常より在りても獨立とするべし政府を本教仁惠の施爲を守護するを要すべき道理あるべし總てビスムペンを命ずるより關係すべからず且法王座下より獻貢するを許す

其書より序言ありて法王より上奏する事を説き終りてカル

ダナル正僧アント子ルリより寄せし一文を附して此人を

て此書の意より従ふべしめんと欲せり右の外よりカソリ亦政房

より佛國トイレリン宮佛帝の在留するを命ぜられし

以國の公使ニグラより贈る文を熟考せり此人を法王より前文

の證書を佛國より取次で捧くる時佛國をして之を周旋せ

しめんが爲に其地を差遣せる者あり其書中よを羅馬よて書中の云ふ所より同意するよかき時を首府羅馬を奪えんと欲する人民の憤怒感ある故よ以國政府といへども其勢を遏阻するよ難るべしと書載り

那不勒地方を是迄衰微して有れども無が如くある獨立政官猶存せしが今之を除去り其地を以て以國の一首府と爲しとり此事を以國の一統治とあるを最好のよと做せる那不勒人よも亦甚しき難義事とり

十一月十一日葡萄酒王殂せり

匈牙利を甚平穩よて諸官吏續て其職を休む○ペストよてを一日の内三通の新聞紙を官よ取上り

哥羅亞西よてを國事會議日一時解散し復之を再興せんと言出さず黙止して打過ぎ少しの應答あり

普魯社よて第一等人才の選舉總て自在と成りて拘制せられず専ら法律の本源よ本つひて執行へり

注肖の囚獄の事を舊よ仍りて變ずるとあり俄國の士官等が波國の志氣矯烈とある人と交を通り或を其本職を曠するを以て其官爵を削り平常の兵士と爲して船よて域國よ送りたり

比利時○十一月十二日比利時王即位の文を兩政府よて

開續す其書中の一章を衆人の心を歸服するに在り其内は隣國荷蘭と和親すべきの説を載す朝廷の禮儀の律は皆き衆人手を拍て休きりけれむ王も己を得ず黙止しとる近頃へイリマト土耳其の商府より致せる告文は據れを洋教人の損毛を償むんとするの議論始で和平とあるべき勢あり向後四千五百萬ピヤステルの貢賦を土國內の洋教を奉せざる民より出すべき事を續て言出しとるより大臣等これを治定せり○黎巴嫩の築造を全く成就せり以國の公會は軍資の爲に國內諸州より多分の連上を出さしむる律を建んと議せり

佛國の兩替座む其利足の百分の五より六までを減せり

蘇當波敦英國南方の港に合衆國南部の蒸氣軍艦一艘來着す

此軍艦を洋中より亞墨利加商船ハルヒピルグを掠奪し其

船中の人を捕へ其船を焚棄す此軍艦蘇當波敦に入港して

後を其船中の人と物とを問はず皆其意に任せて處分せし

めざるべからず

依尼拉爾子ルソンの北部部ピヶヒルレにて南部の兵と戦を挑

めり此時南部の兵士四百人を戦場にて殺され一千人を子

ルソンは生擒せられしり官報は據るに合衆國北部より艦

送せる分隊ポルトロイアルを火攻せる由を記す此燒討を

第十一月七日より始りより四時の間も之は抗敵せし其後南部の兵周章して其寨を棄て走り其寨を北部の手より落しり大煩四十三門の外各種の軍器及び甚要用なる書付を得たり其翌朝北部の兵ベアウホルト南喀爾喀土一部渣爾土類の南に在るの陣營を奪ひ其近邊の園圃を並せて皆掠略し且多くの黒奴を北軍に編入す此地の戦は南部の兵も百人北部の兵も只二三人戦死せり此地を以後攻戦の方畧を施す根本の地と為すあるべし北部よても直に此地を開き貿易を作し官吏を遣わして守らしむるあるべし

海外新聞卷之五 文久二年印刷

原本巴達維亞新聞紙第五號 日我文久元年十二月十六日

お出せる所あり

瓜哇

巴達維亞○千八百六十一年第十月中瓜哇及び馬都拉への出入船と産物の税總て百二十一萬三千六百零七ギルデン四十八占士あり
同年第十月迄の收納九百四十九萬四千九百五十ギルデン八十三占士あり
右の内よを官の産物一時不定の税百七十四萬四千三百

四十一ギルデン四十二占士返濟の税十零萬六千六百十二ギルデン十七占士あり

右二税總て百八十五萬零千九百五十三ギルデン五十九占士あり

總差引濟の收納七百六十四萬四千零零一ギルデン二十四占士あり

千八百六十一年第十月迄の收納を千八百五十年第十月迄の收納より多し即百四十九萬八千零ギルデン九十五占士あり千八百零六年第十月迄の收納を三十四萬八千三百三十五ギルデン五十八占士あり

千八百六十一年十一月中瓜哇馬都拉の出入船と産物の税總て百零二萬八千二百六十八ギルデン六十二占士あり千八百六十一年第十月迄の收納千零五十二萬三千二百二十三ギルデン四十五占士あり

此内輸出せる官の産物一時不定の税總て百九十八萬二千六百三十四ギルデン八十五占士還償へる税十二萬三千六百零二ギルデン九十二占士あり

右二税總て二百十零萬六千二百三十七ギルデン七十七占士あり

千八百六十一年第十月迄の收納を千八百五十九年第十

一月迄の收納より多し百五十八萬七千五百五十六ギルデン
三十五占士あり

千八百六十年第十一月迄の收納も三十三萬七千五百八十
三ギルデン零七占士あり

○甲必丹ビーリングスグ統帥する蒸氣船馬加撒をもちて千
八百六十二年第一月十五日驛場役所より此地へ送り來れ
る書狀左の如し

馬塞里より陸便を以て

八千九百七十二通

的里斯德より

千四百九十三通

蘇當波敷より

二百二十五通

總て一萬零七百九十零通

新嘉坡へ

千九百五十五通

ミントクへスモタラ 蘭領の地

二百五十通

巴倫邦へ同前

三百七十四通

未疴へスモタラ 島近邊
の島 蘭領

百三十九通

總て二千七百十八通

右二口總て一萬三千五百零八通

板淡○北部に非常の大雨ありて河水殊に増しより第一月
六日午一五クポシタク川の水溢れて大路を没し二日
の間旅人の歩行を妨げたり此洪水よて河岸の堤橋等多く

破損し又カロラン澤に架とる石橋も同く損ととり此大雨に引續て暴風吹起りタナラ村よても人家のペンビポ^詳す^らロンタンに在るパサングラ^詳の近邊に建とる厨^三房及び上の同所は在る番所を吹倒しとりされど橋及び道路の破損を修復せんとして地方の人ども其力を勞せり但し此時も死人ふりりとぞ

^{三寶瓏}○千八百六十一年第十二月二十八日の曉前ツ^{サマラン}ンタング河の洪水に由てゴロコル村内のセロウレキスール澤に築けるブーマラン堤二箇所破損し且新し其地に築とる堤も其長四十ルーデン全く決し百十反程の田地も水

を被り其内九十六反も既に稻を植付とる田地あり右河堤を修復する工役を爲すべき旨を申付られとり然れとも此洪水も田野の作物に害を爲せるよしあり

同年第十二月九日の夜ツ^ンンタング河の大水にて^ンンキズール村の堤防四箇所マンカラ村よて一箇所決し近邊の卑地及び田地等も洪水押入とれむ速に令を下して堤防を修復せしめとれども猶洪水にて田野等も如何なる災害を生ぜしや餘も之を記録せず

^{瓜哇}部^一の千八百六十二年第一月六日副鎮台^{瓜哇}部^一に屬するセマト村の海礁にプラウ船を乗掛とり此船もガ

ビヂンといへる人の指揮よてレムバンクのイ。左ンロプ人
よ屬せし者ふりしが大風巨濤よ漂されて此船も更よ海邊
の方よ漂ひ行しうも二度まで錨を卸さんと大よ働けれど
も絶へて功ふく遂よ一の錨も其索をも斷失ひしりけれど
今も指揮官も此様子を見よより早く海岸の渦巻く波濤の
中よありて死力を盡して此船を稍平穩ふる岸まで著しめ
辛苦して乗組人及び荷物其外船中の切用ふる書籍並よ諸
道具等を扶持して損するよふきを得しり然るよ此船も大
よ破漏し恰も水船の如く為り猶半も甚しき浪中よありて
其場を動しすよ能されど以後直よ好天氣とあらざらんよ

よ必ず微塵とからんと疑ふべくもあらず但し此船を三寶
瓏より出帆しレムバンクへ向て仕出せしかり積荷の品物
も酒二樽銅一箱釘三桶、蓖麻子油四箱、漆物料八桶、蓖麻子油
一瓶、フ子ル織物の名一束、木塞一袋、二度焼麵包一罐ふり

蘇拉加大瓜哇の部の巡欄パクル、ブーワノ八世の
死せる事も去年第十二月二十八日の新聞紙第一號よ記載
せし、今又其葬式よ就て下文を記す、去年第十二月二十九
日午前十一時半よ王家の送柩の行列調ひしり、荷蘭徽章の
獅子會社指揮官の撃る所の聖架胸前の物、瓜哇戰軍よ從行し
る時昇へしり、記念錢依尼拉爾セ子ラールよ任する間昇へしり、服章劔佩

等の什物を飾りて之より従ひ蘇拉加大のクラトンより出て
イモギリより赴き若若加大の先塋の次より葬むるが爲より右
死する君主を爵依尼拉爾を受くるが故を以て此送葬の儀
式よりクレニスーンの屯成の一分隊并よりマングクア子カロの
レギウーン隊も一同皆軍中焼香の禮を行ひける故君主の
葬式の通行を待請の爲より十二月三十日首鎮台及び内外
の鎮台數人も各其屬官を率ひ儀式を盛よりブラムバナ
の疆上より寄集り皆々葬式の儀仗を見送るためよりサムビレ
ギ兵營サカイより故君主の近侍役並より輕騎兵の分隊等も會聚し
より且内地の道より其國の二隊のコムバクニー兵を備へ

とる屬官をパスサルゲデより到る途中ゼヌーの地より數多の
供人を率ひて葬式を待請け其行列を導きてパスサルゲデ
の方より到れり此地より首鎮台ホーフドパンフルー氏姓
官指揮の類及び數多の儀仗を具へる僧侶數人且コムバクニ
兵隊一分隊輕騎兵等屯聚せり故より君主の女ラツケン
チーオフ及其夫若若加大蘇爾坦の許しを得て其父君の遺
骸より對し最後の暇乞を為さんと此地より來れり扱婦人と共
より來れる人々も鎮台及び副鎮台軍隊指揮官其他將校數
人若若加大の土人並よりパンケランアヂ土此の君長スーリ
アサスラニングラト及び婦人の親族許多集會し葬送の行

列も午後四時其處に來れり此等の人々も末期暇乞の禮
かりとて手親うら花杖を以て棺邊に撒散し凡棺上棺前
法香を焚く等の儀式を行ひ勇々しくも威儀を整へ死者の
安樂を上天に祈りて後諸人共其場を退き其夜棺槨を
殿堂の前より置き土俗によりて君長并僧徒等これを守護
せり翌朝八時葬式の行列を促してイモリギ上はイモリギ
あるを知らず姑は赴きソーロ君主若若君主の墓次は設
けたる塋碣に葬る若若加大國の屬官之に立合たり

故君主もハクレブーウノ七世の庶兄あり千八百五十八年
第五月パンケランアデパチアノム(太子)とかり其後直に荷

蘭印度政府の命よて蘇拉加大巡欄に任せらる巡欄バク
ブーウノセノパチインガロゴアフドカールラクマンサチ
ンパノトゴノ八世の名號を稱す此主其位に在ると年久し
く其性忠誠よして善く職を勤るを以て其位最貴く味は勝
れたる恩典を享く其臨終の前より及んで荷蘭王殿下よりゼ
子ラールマヨルの位號を賜へり

故巡欄の太子第十二月三十日即位繼世の盛ある儀式に就
き下文を告知らせり其日朝八時半よりパンケランアデパチ
アリオマングク子ゴロ鎮台邸よりカラトンに赴くれキ
ウー大分ン隊の擢でたる將校これに従ひ又ミリタイルコ

マシダント軍事指揮屯戍の將校を率ひ民政諸官及び歐土人大

半皆來り聚會すカラトンの大パンドポ殿堂の類の中央

又大なる椅子を設け蘇拉加大のレンデント鎮台フアニーウ

ウシホイセンも之よ坐し出來れる人々を待請け其後アド

レンステント副鎮台セクレタリス秘書親衛ダラゴ

ンデル隊輕騎兵の第一等流底南指揮官も嗣君バンゲランア

ダパチアノム即ち太子マングク子ゴリソヂヒオラ右プー

トロノレンドロマタラムを導て其本殿より來り鎮台の前

よ設けたる一行よ列する椅子數脚の左の上座よ別よ嗣君

の爲よ設けたる大椅子よ坐せしむ其後諸王族嗣君の叔父

從祖父皆椅子よ坐すマングク子コロ家諸將校諸官人歐

土人來住する者皆鎮台の前右坐を占め鎮台の面前よもレ

イクスベムチールドル國方支人レゲント地方官數名カラトンの

の兵隊中のコロ子ル將上及び其他の將士皆坐し就く餘の諸

王族も嗣君の叔父從祖父の後よ坐す皆坐定りて少頃あり

て鎮台及び大椅子小椅子よ坐せる諸人皆坐を立ち誓詞を

約して荷蘭文を瓜哇文よ翻譯を爲せる通司セフウシントル

もパンゲランアダパチアノムを封して巡欄と爲と云へる

意を記せる公誥の文を明らよ讀上とり此冊文を讀める間

よ宮中の女官數人も初め鎮台の右よ設たる黄金のダムパ

ル君主の高座を運來り又星形の飾物一具且大ブリルラン
テンの角多き寶石の側面を挟みたる環八箇テヤマント寶石
を飾りたる表履一雙をも持出たり新に封せる巡欄も此環
と履とを飾り星形の牌を胸上より附る後鎮台之を導てダム
パルの座より上らむ是より於て巡欄坐より即ち同席の諸人皆
再び椅子より坐す其後鎮台も巡欄より崇敬の禮及び拜禱の式
を行へり此等の式終りて巡欄及び鎮台も其同席の諸人より
伴をれりチヒンギン官殿の名より至るカラトンの式より依て座
より即ち再び其地より居れる内外諸人兵隊羣集して庶民より至
るまで公誥の文を讀聞りむると初の式の如し此禮終り

て三度トアスト茶餅を焼き之を茶果を添て出し飲食を呈す
其後諸人大小銃砲を放ち之を祝す此禮已に終りて儀式の
席より會する諸人も預め備へたる車乘より上り新巡欄及び鎮
台の盛なる行列の前より次序を整へてラステンビルグの寨
及びカントンの外郭を巡行し此地を過る時巡欄を祝して
二十一砲を放つ數十車輛の前よりレイクスベスチーレン
國方支レゲント地方官巡欄の親衛ダラゴンドル其他數多の
兵仗を裝へる兵隊之が先導をふり又無數の人民群聚して
道上より充滿せり十一時半より至りて行列始めて達す更より
チビンキルより留り暫くありてカラトンの内大ペンポより

返る後巡欄初て君主の權を得たり其母ラツトマスを尊んでアツトハゲンクと稱す此冊封の禮已に終りトアストト上
見を呈し大小炮祝發の禮を行ふ是に於て即位の禮全く終ることを告ぐ

范古魯^{蘇門答臘}内^欽第一月十一日の新報に舉る胡椒公賣の
一事に續て記すべきは其斤數白胡椒一千四百六十七百分
の二ピコル黒胡椒二十百三十四百分の三一ピコルと
此斤數にて官に獻ずる税金を三百二十二ギルデン八十五
占士及び二萬九千七百五十七ギルデン八十四占士即一ピ
コル毎に二十二ギルデン及び一ピコル毎に十三ギルデン

九十四占士を其中數あり是より前の公賣に比すれば白胡
椒一斤にて五ギルデン五千五占士黒胡椒一斤にて一ギル
デン四十八占士下直あり

去第十二月二十八日胡椒と同トく^{コフィ}加菲八十五カチル^{コー}ポ
斤數を云の半を公賣とす貢税二十二ギルデン二十三占上の
高あり

蘭邦^上第十一月土人等水田の稻を植ふる力を用ひ稻畝の
間を植ふる蜀黍を諸地にて摘取り米穀を乏き地にてを食
用し當つ且内地の人所く米を乏しき者をガヅウング^詳ら^不
を食物に用也雨天の後普く熱病流行す海邊近き諸地より

テロクベトクへ來れるプラーウエン八艘此地より他の
 地へ航するプラーウエン十五艘瓜哇及び其他より來れる
 同上の小舟十八艘バルク船一艘又此地より瓜哇諸地へ出
 帆せる船二十四艘バルク船一艘あり去年第十十一月の間輸
 入する所の銀錢九百五十ギルデン米五百七十ピコル鶏卵
 一萬四千五百箇袋但物袋中千六百箇芒果八千四百箇ア
 レエグ詳お砂糖二百圓木棉絮二十五半マシゴピコル馬四匹アタ
 プ一千一百ゴロクス九十箇家猪十五頭雞十トセイ隻森と
 家鴨一他森板七百枚馬尼利孖姑烟二千箇ビ子一マキタハコフル
 二十箱椰子油十ピコル切解する牛肉九十五段あり輸出す

る所を銀錢三千百八十ギルデン木棉絮百六十三半ピコル
 椰子一萬二千八百箇胡椒五百二十四ピコルゴムエラスチ
 ーキ二百十八ピコルダマル詳お四百二十七ピコル加菲七
 十七ピコル燕窩八十カチ上見お犀角四カチ犀皮一ピコ
 ル半海巖四ピコル其外下又列する物品の價本州の首府よ
 て左の如し

- | | |
|----------|----------------|
| ゴムエラスチーキ | 六十ギルデン一ピコル |
| 黒胡椒 | 十四ギルデン一ピコル |
| 加菲 | 二十四ギルデン一ピコル |
| ダマル | 十一ギルデン五十占士一ピコル |

木棉絮

八ギルデン一ピコル

秬米

六ギルデン

同

九ギルデン一ピコル

右秬米をテロクベトクカケムバングセカムボング

セプーチフリーミアグロクツラクバウングより

糶す

同セマングカより糶す 十一ギルデン一ピコル

ブーミアクローグの地よて虎を裂殺さる、者三人あり又

セマングカよて燕窩の山岩を羊皮の頭目ラデンバンクサ

リウーと云へる者見出しより去第十十一月の間虎十疋辱七

十一疋鱷魚三十九尾を獵殺せり之を爲す價千百十一ギル
デンを與へたり

邦甲島○第十二月三十日連國オトバルク船の甲必丹ヨハ

ンアルマン蘇島巴倫邦より此島の首府マントクよ來着す

此將校の話よ依て上の新報よ記せる難船を馬尼刺呂宋の

より麦普厄南澳大利の一府よ輸送するが爲す砂糖及び馬尼刺索

を載せしニハラよて其船漏水甚しく竟る淺瀬よ膠着せり

と初め此船を唐土海よて烈しき颶風よて吹漂をされ大よ

船腹を毀傷し遂る甚しき船漏に至りたり然ども辛苦して

巴達維亞よ達し破損を修復せんと望みされども漏水次第

盛んよして水鼓よて斟出せども容易く禦ぐ可うらざる
 勢ありうむ遂よ各身を全ふする策を求ける其船を上よ
 云へる地よて波底よ沈没するよ至りたり右船中の品物一
 分を巴倫邦よ屬する船よ移し甲必丹の指揮よて此地よ到
 り公賣の引物場よて賣り拂へり其價一萬二千ギルデンを
 得たり其内猶遺りたる物品を積たる破損船等も共よ巴倫
 邦の公賣と爲す其値九百ギルデンあり是を以てミントク
 の地方官アバングアリと云へる者よ給する勘定とす但し
 三十トロス積重を云の馬尼刺索をトボアリの海面見廻
 り役と去十二月十四日既よ破船中より取出せしを持出
 たり其時猶二十五トロスの量を救えんと欲しけれども遂
 よ能わずと云へり此不幸よ罹るホトバルク船の艤送せる
 旅具を折しも不來梅^{ナレバ}ヒベンス船の此難船の地を行くよ出
 遇ひされむ之を拯ひ其旅具を取集め新嘉坡よ運送せり甲
 必丹船卒組乗の一客も注進船よ乘り新嘉坡の方へ赴くか
 るべし

来疴島○第十二月中の天氣を十一月よりも好晴かりし
 うむ人民の疾病少し方今千八百六十二年の地子錢を去第
 十二月二日進納す其數去年より二萬五千二百三十六ギル
 デン多しとす荷蘭官用のハールレムムルメールの蒸氣船

十二月十日スーレンゲイデワラ^{リシカ}靈安の北岸より向て出帆
 せり此地の水状を探んぐ爲ふり同月二十日末疴の船岸より
 到着す第十二月中の交易も甚ど盛ならず此月の間末疴の
 船岸より入來る船歐羅巴船の荷國旗章を揚くる者十艘異國
 の旗を揚くる船一艘本島の船二十二艘其外歐羅巴船の荷
 國旗章を揚け此島より出帆せる者十一艘外國旗章を揚け
 出帆する者一艘本島の船二十七艘ふり輸出品物をカムビ
 ール五千五百三十七ピコル白胡椒二千十一ピコル黒胡椒
 千四百四十三ピコル末疴の石塊千二十個マトキ^{の飾物}ルキ^{の類物}
 七十件多くも瓜哇よ之を輸送す輸入を中よも粘米六千四

百二ピコルを最額とす十二月三十日の市價左の如し

粘米

七ギルデン一ピコル

カムビル^{種第一の}

八ギルデン六十一占士一ピコル

同前^{種第二の}

七ギルデン六十九占士一ピコル

白胡椒

二十五ギルデン九十七占士一ピコル

黒胡椒

十六ギルデン四十三占士一ピコル

家猪肉

二十三ギルデン四十三占士一ピコル

同種純金の上を百ギルデンよて二百六十五ギルデンよ

當る

婆羅の最南東部第十一月此地方の景況を總て去年第十一

月中格別の異變あり此時一揆の徒黨打續て某地方にて亂
を作し敵對して降參せず人民を世の靜謐を望めるも明白
ふれども賊首を猶一時衰へたる餘炎を再び燃すも十分威
勢あれど我等も對して敵對せんとする有様あり然れども
是等の徒も皆同しく此勢あるよあらず是を約して説くん
よも我堡砦の近邊に在る村々を賊の舉動を助け亂を作さ
ず我命令に從ふ文萊馬神も其平安を妨ぐるよ至らず形勢
よ準として土産交易并賣捌を微少かりとするよ至らず此地
よ來る歐船十一艘地方の船を八艘總て千五百六十五ラ
ト半を積來りとり此地より出帆せる十一艘ヲトウウン舟

十一艘總て千二百八十四半ラスト餘を積去れり港の出入
税其得る所總て四千八百十八ギルデン七十一占士

千八百六十一年第十月迄の收納を五萬八千五百六十

九ギルデン六十五占士

右二口總て六萬三千三百八十八ギルデン三十六占士

千八百六十年第十一月迄を三萬九千五百八十四ギル

デン九十七占士千八百六十一年の多きを二萬三千八

百零二ギルデン三十九占士あり

鹽の賣高 九十八コイヤング五ピコル九十四ポンド

千八百六十一年第十月迄を六百四十二コイヤング九

ピコル十五ポンド四分の三總て七百四十コイヤング
十四ピコル百九ポンド四分の三

千八百六十年第十一月迄も六百三十六コイヤング十
二ピコル九十七ポンド半

千八百六十一年の多きと百零四コイヤング二ピコル
四十二ポンド四分の一

ペンガロンの鑛坑を次第を正して探索めとり文菜馬神の
糶する穀物を百四十噸あり第十一月の末も及んで五
十噸の高を坑外に積置たり此時の氣候も前十月より比すれど
甚人より宜らざりて久雨の後時侯も感ずる者多かりり文

菜馬神の積置ける坑人の食糧も十一月の末五百二十六
噸とあるサムピット及南部の州縣も第十月の末も新報を傳
へ皆善良の風聞かりカチンガン州も匿れたるタバニオカ
ランカンの賊黨二三人召捕れ軍役所も差送られたり哥
的及び東岸より來れる風聞も平安あり

唐土

此國よても大に其法令を變革し帝家交易のスペルインテ
ンデント總裁の評決よて唐土と條約を取結ざる國人を洋
子江に到るを禁せりといへとも北京よりの報告も總て良
善しして新法に違ふ者あるとあり

山東の賊徒もヒタ才地方にて撃破られ敗走して跡方あり
上海の風説よても南京黨の軍勢も其の近所よ見へず察す
るよ外國人の防禦嚴重あるが故よ驚散する者と見へたり
是ら爲よ交易も次第よ安穩あり

福州及び厦門よても輸出の交易盛なり

廣東も獨り交易盛ならず英國政府よても去千八百五十六
年及び五十七年間軍入用の爲よ英人よ償ふ可き謝金を取
始たり但し佛國政府よても未此事を定議するよ及むすと
見へたり

サミーン廣東府珠江上の地よて新館を築くべき地の佛國よ屬する

者も其人佛人あらむ其人の付たる價よて給與す英人公賣
の値よ拘むることかゝ輸入も何れの港よても甚衰微せり印
度の産物賣捌も亦宜うらさり米價も次第よ減ずれども
内地外國よ米の出入益盛よして金銀貨も到る所皆乏し

寧波よても諸事前よ比すれむ防禦の備頼むべきかゝ甚危
し唐土人民の方も亦防禦の備へ殊よ少し故よ其庶民一
分も便宜を得て船よて上海よ赴き其餘の一分を敵よ降參
せざらんと決定せり

近邊の諸地も悉く賊徒の有とかれり然とも此度も以前の
如く人を掠め家を焚く等の暴虐かゝ其地よ居れる賊首を

務て人民を慰め民心を收んと欲するに似たり

樞要なる交易府およびホ^州ン^州コ^州ウ^州城^州も南京勢の爲に嚴

く圍まれり然れとも官兵一人も來接くる者あり

漢江も外國人と盛に貿易する所あるが今を其土人亂を作
すを憂る心稍少し

荷蘭

ト^州フ^州ニ^州ス^州トルク及ひイ^州エ^州バンク二人も一書を下政省に捧
けて精製の砂糖及び蒸菜砂糖局の律を全く變革するを政
堂に上奏せんを乞へり其趣意は此二製造は各防護の官
あり今も其從來の識務を改革し惟外國にて製する精製は

る砂糖の邦内よ來る入税を先獻せしめ年々外國人の爲に
空く數百萬の金銀を費すを停め荷國政堂の財政を^{充足}し
民庶の家計をして見定かく徒らに費へと為すを省くむ
るを以て肝要の職とあさしめ餘も盡く其職を廢すべしと
云ふあり若し政省にて此上書の可否を決議する以前砂
糖律の利害如何を更に委く檢せんと思はる二人の存意は
ても政省にて穿鑿を爲す時律を原の第九十條に賴て穿鑿
あらんことを奏せんと思へり蓋此條に就て考ふるときは
砂糖の製造に就て防護官を幾百萬金を荷國民庶に借付け
幾多よして且如何様の害此砂糖の律に由て猶更に生じと

るゆへんの事を明白にすべきを以てかり

比利時

インデペンデンセベルケ報文は比利時の存意は掛り合ふ諸藩より斯加爾達河税の中各其國の分を買取べき旨を承允せる由の告知らせをかりて其事を証し且比利時政府も此事は就て周旋せる取扱初は好き功績を得たりと記せり又其報文は曰く荷蘭政府の存意はても斯加爾達河税の事は付比利時の存意は掛り合て同心せる諸國は對し此河税を停めたる本國の舟楫航渡の律をも變革するの政を并行せんとする由をも國內は告知らせたり

佛蘭西

佛國モニテウル新聞紙は曰く英佛西班牙三國の會同を合議して其法制を定め墨西哥は居れる三國の人民と物とを係せらざるを防護せんとするは在り此議一決し去第十一月十五日全く之を決定して條約を成せり又同上新聞紙は合議の大旨を擧ぐ其初は云ふ三國の政官合同墨西哥の首長放恣暴虐ある行ひあるより已むを得ず我三國の民庶と物とを係せらざるを暴政の内は極て防護を爲し且兼て我三國合同墨西哥と關係せる交際を何様の者とするや否を驗問せざるべからざると記載せり

以大利

佛國巴里斯ヨウルナルデスデハツ新聞紙ニ云ク第十一月
 二十二日多靈より下の報文を得て曰ク財政を掌るミニス
 トル幸財概政より三箇條の切用ふる政法の規則を各地の賢良
 會議館へ差出しより其一條も全國穀物の交易を自由に行
 としむる王國の決議を定行ふに在り二條も本國の總勘定
 役所の法則及び一切の諸勘定の規則の事を述より
 ミニストル幸財勘定所屬官に當役所にて三五日内以太利
 本國の財政の勘定を爲すべしと命じり此勘定を本月二
 十五日迄も二十六日よ上奏するふるべし宰相も堪へ忍ぶ

色かく首を引て其成るを待てり但し當役所も既よ君よ總
 勘定を以て奏呈するの功を成得たり千八百六十二年の非
 常よ大數ふる出額の統計を一萬七千萬フランクに到る此
 出額を就中軍備の設け及び公共の造建設施を爲し用ふ此
 總高も五萬を借入て先之よ給し其殘金一萬八千萬とふ
 る千八百六十二年の舉數ふべき平常勘定の總高も其出額
 國の入項よて償ふべきよ足れり此入項を宰相の職分内よ
 在て取極めたる税金の入項より此一額を文憑証書の税を
 り此制も以大利通國皆同しく施し行ふこと今の辟門ロイモイの如
 くよて佛國よて行へる法制よりも此細ふる箇條までも税

金を貢納せしむ又持運ふべき品物家藏地面の外の持運をふ云よも新運上を賦す此税五千萬を収むへ一千八百六十二年よも王國以大利よも新金を借入るゝを用ひざるおと明らかり但、其軍備及び公共の造建設施を金を借り力を盡して之を行へり故よも爰よも附記すべきを此國よも浮きよる借財の高佛國の有る所よも比すれも甚多し此浮よる借財も本國財櫃の券を用ひてこれを行ふ其高五千萬フランクよも過ず是を國中よも通用す佛國よもても財政官之を思慮して此の急を救ふの策を用ひて不足を資くれども此國よもても猶未よも之を施すよも至らず又土人の莊園及び官領の地多

し此地より毎年二千五百萬又も三千萬を財櫃よも得るも少しも害あらざるべし是よも由て推考るときは巴黎新聞紙記者の述る所以大利の財政を世の普く思ふよりを限りなく好し然らも國債多しと臆断して自ら心を痛むることあるも其の難易利害を定むるよも足れり宰臣よもて取極めざる運上も政房よもても承允すべきを疑あるとあり又此間日中よも記すべきは南方地方を種々の賦税を除去り西齊里及ひマルケン詳キの賦税を停とると同時よも定て行とり又出入物品の税をも大よも減少せり是よも仍て考れも政府よもて定め施せる新賦税を重く取立入るゝよもあらずと云ふべし

羅馬にて蘭墩モルニクホストと云へる新聞紙を贈答する人第十一月十六日此府よりストペートルスベンニングと云へる錢貨を取聚むるをを書贈り具示して曰教宗部もても財政差迫り幾千萬金よて之を極得べいと云見込もあらず安りと廣く財貨を得んと種々術を施せり是を以て人皆謂らく羅馬教椅を其富庶ある州縣を失ひされど速に權世を失ふに至るべいと云へり此財貨を尋常國家の出額に供へ又第一月償ふべき國債を還すに用ふべき論ふく亦大なる高の出額に供用すべき所より此大なる高の金を之を徳業並に極て切用ある作用に供す然れども一項を欠く

べくらずと云ふよあらず法王の命よて古代の術藝學識の名價如何の狀を鑒定する古器物を聚むる一堂を造らむ其古物を古へオスチアの古址より探出せる所の物の如く探出せる物を此古址のみならず又他處よりも多く之を聚むラテラトン寺觀は基督派古物を聚集するよを別な新業を立つ法王宮及び廊廡を之を廣く且美麗と爲す官事日刊紙内毎よ世上の法教を信仰する者諸方より金或も重價余に比する物を教皇よ上つるを載す教皇も此徳業の恩を謝するが爲よ一種の法を用ひ新に彌州ミヌスの祭を立つ此祭を毎日セミナリーと云へる教皇の名よて人材を教育する

學校と連りたる小院にて行ふふり此院中少年の教徒を教皇の命よて最初の祭儀を行ふを始む祀壇を聖ピウス九世の祭の爲よ建立する者を用ひ此毎日の彌州祭を教皇此祭を始むる本旨よ依れむ方今の形勢よ臨て法椅の爲よ力を盡して書を上つり兵を出し金を出す者の爲よ其利運を祈るふ在り

古へパウスピウス九世哀他^{ガエタ}よ追放せられ羅馬よ歸るよ及て毎日彌州祭を行ひ教宗部の所領の爲よ其具助を祈る其金を法椅よ納て其財政を助くるよ何の策を用ゆるや否姑く之を問えず其財櫃も太抵備むるを見る然らむ法皇も其

櫃を開くよ忘れりと云ふを得ざるべし蘭頓ふて新よ開ける全世界の展觀場よ加えらんを英國より求め来りしが法王暫らく猶豫して答ざりしが後承允して正大よ崇重すへき返答を為さり英國政府よても國中よ居住する術藝者の爲よ是の如く侈大からず

日耳曼

普魯社の高貴掛りミニストル^臣より其掛りの役人へ種々の告文を示せり其故をヤコブ及びグムベと云へる二商人殊よ毛段および金物類の事よ付き亞西亞水方艦送船よ乗り行しガ唐土領との交易よ係る事を記したる諸報を宰

臣は呈上せしかり此諸報文よも品物の手見せを添へ之を古き交易商人に附す然ども若し切に請ふ者あらむ國中の他の交易家へもこれを贈り與ふべし

俄羅斯

或る新聞紙の説は曰三十萬人の追放せる買奴を敦河の方へ赴き高賈の組は名字を書入れ此迄の主人の地を離んとするに在り敦河上ロストウを此移居よ由て食料居宅等總て彼得堡及び墨斯科より高價とかり新に數多の人死満するよ由て市中は餅菓子等闕乏するに度くあり此地の俄に繁昌とあるに恰も亞墨利の都府の如し

病德沙

よりの新報は依て吉里米よて人民は變化あることを記す一年の間は韃人の吉里米を逃る者殆四分の三よ及

ふ薩刺瓦族

も日々増益し之に代て其地は充滿す俄羅斯の兵吉里米を取る以來韃人も第次に逃去れり然とも巴里斯

よての近日和を約せしより以後は俄國政府よて土耳其地方よ立退んと欲する者を意に任せて其去るを許す故を以て皆羣をあして其居を徙し遂に土耳其よて韃人の爲よトブリドスカを明渡したり其數總て七萬人あり殆一萬四千人族類千八百六十一年より六十二年よ及て韃人避去る者大抵二十三萬二千人其内ノガイウス種八萬人も擣里達よ

土耳其領内の地は赴けり此の如き形勢も吉里米の繁昌
の爲も害あるべし田園あるも耕作の力不足するのみ
らず鞋人數多の價ある器什を携へ去りたり其價殆ど千萬の
金高も當る然ども吉里米も新居人俄國より移り來り
り即比沙拉比摩拉達維襪拉後及土耳其人是より千八百六
十一年春夏の間布多洼及び他方より此半島の少くは徙移す
る一事も世の流行とふりノガムルス人の立退り荒地も七
月中は過半も他種の民戸移りて居住するに至れり人民移
任の最盛んあるをメリトホルベレコプベルデアンスキ
り此地も大小俄人二千五百四十二人摩拉達維より徙り

千六百二十六人の布加利人を土國巴札領のウヂンより徒
りたり近來の報告は依れむ布加利人の吉里米は移住する
者盛んして第十月十五日は英國蒸氣船千二百人の布加利
人をエウパトリア吉里米西岸と對せる地に送り此人を其
容貌皆疾病貧相ある者あり或人の説は曰く布加利人吉里
米は赴くを希ふ者一萬人蓋し鞋人の來任する以來巴札領
のウヂンもては活計を保ち難ければふり布加利領の人々
よも俄國より一人毎は五十デスギチー俄國土田の土地を
渡り一家毎は百七十ルーベル俄國の貨名を與へたり

北亞墨利加

合衆國陸軍の總督依尼拉爾スモトも我官を罷む諸國の風
説も皆云ふ亞墨利加にて此器量才幹ある軍將の現は法則
の曲くべうらざるにありて已むを得ず官を解き本土に歸
休するを見て國人これを憐まざるをふいと抑此軍將も合
衆國の軍記中にて最も其要地を占むる者と云ふべし故に
人皆他を以て華盛頓以來の第一人ありと云へり千八百十
二年の戦争及び亞墨利加の行軍其都府を陥入れて兵を罷
さる時其本國の爲に嶮を冒して敵を破り大なる手柄を建
て北方の人民も亦之を尊敬すると猶英國をリングトンを
尊ぶが如し然れども他を其功大よして賞薄を恨る心なき

を人々之を知るといへとも猶人々其及をざる所あるを尤
む其職卑しく言行これざるを以て等爾斯職に莅むの間
此人とデフルソングダヒスとの間に争論の事起りたりダヒ
ス氏も時より陸軍の院長たり世人スモトの才略足ざる所あ
るを説くと雖もダヒスも同しく其誚を免れず但此一事
の因縁を已に深く根ざりたり此時南部を已に古巴墨西哥
及中亞墨利加に亞墨利加國の文化即南部の政法を施し弘
めんとする志あり南方の此言語も畢竟已に國の法律とあ
せる買奴を使役するの土地を奪めんと欲すると云ふに過
さず然るよスモトも本國の所領を廣むるの言を好とせず

蓋し此時姦惡あるセフルンダビスを己よ南北分裂の禍
心あれむスオトの國事を補くるを彼の好ざる所とす故に
先此軍將を退けてダビスを己れに職官の權威を恣よせん
と一既よ又他をして官を解く一む然るよ今も他の老讐敵
も己が目的の如く行ひ出りたり

發閱目錄

舶來蕃書類

官版原書類

同翻譯書類

老皂館

東都豎川三之橋

萬屋兵四郎



